

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

16

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳法に基づく「特例転入」の適用

提案団体

袖ヶ浦市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

個人番号カード所持者に限定している特例転入をすべての人に適用すること。

具体的な支障事例

住民基本台帳法第24条の2において個人番号カードの所持者に限定している特例転入は、住基ネットからの転出情報の取り込みにより入力箇所が大幅に省略され、時間短縮が図られている。特に3人以上の世帯など複数人の転入の際には入力時間とともに確認時間も大幅に短縮できている。

自治体においては、個人番号カードの交付率を向上させるよう取り組んでいるが、いまだ個人番号カードを所持していない住民は多く、特例転入の制度を活用できていない。そのため、ほぼ全ての転入者につき、転出証明書に記載されている情報を住民記録システムに手入力しており、多くの時間を要している。

特に、転出証明書に記載された文字のうち、近似文字(「凜」と「凜」やデザイン差文字)を誤って手入力してしまうことも多く、各自治体で誤りを防ぐため苦慮している。また、転入は付帯して住民票の発行、印鑑登録、戸籍届出、健康保険証、転入学通知書の発行、児童手当などの手続きなどを行うことが多く、元となる住民基本台帳の入力に時間を要することは市民の待ち時間を増長させる根本的な要因となっている。

一方、民間企業において、転出証明書をOCRにより読み取ることにより、住民記録システムに反映させる方法が検討されているが、各自治体で用いている住民記録システムが異なり、様々な転出証明書のレイアウトが存在することから、実用には至っていない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

すべての転出者の電子による転出証明書情報の送信が可能になれば、全国の市町村において転入に係る入力業務の時間短縮を大幅に図ることができ、かつ誤入力を防止できる。

根拠法令等

住民基本台帳法第24条の2  
住民基本台帳法施行令第24条、第24条の2  
住民基本台帳法施行規則第7条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、苫小牧市、盛岡市、花巻市、秋田市、いわき市、ひたちなか市、柏市、横浜市、相模原市、小田原市、福井市、上田市、高山市、沼津市、島田市、湖西市、野洲市、京都市、亀岡市、枚方市、八尾市、和泉市、東大阪市、米子市、広島市、東広島市、高松市、宇和島市、大牟田市、島原市、五島市、熊本市、竹田市、宮崎市

○データを直接住民記録システムに反映することができるため、職員の手入力による誤入力等を防止することが可能となる。

また、入力時間を短縮することにより、窓口の混雑緩和となり、市民サービスの向上に繋がるものである。

○転出証明書に記載されている情報を住民記録システムへ手入力するのは多くの時間を費やしている。また、当市でも近似文字の入力誤りについて、年に数回発生しており、それについての事後処理でも時間を費やし、事務負担を招いている。

○入力時におけるヒューマンエラーを削減できれば、万が一誤入力してしまった際の差し替えや関係各課への調整等も減らせると期待できる。○入力や照合に時間がかかり住民の待ち時間を増大させている。特に3月から4月の繁忙時期は転入者が多く、更なる待ち時間に繋がっている。また、OCRによる転出証明書の読み取りについては、費用も発生するため、早期の実現は困難な状況である。

○外国人住民の転入も増加しており、氏名や在留カード番号、在留資格、在留期間等入力項目が多く誤入力が増加している。また、住民票コード、個人番号を誤入力した場合、住基ネットの修正も煩雑で時間を要するため苦慮している。住基ネットの情報が利用できれば業務時間の短縮かつ誤入力を防止できる。

○転入と同時に住民票の発行や印鑑登録を申請される方や学校関係、児童手当などの手続きを行うことが多く、繁忙期は特に、住民登録の入力に時間を要するため、待ち時間が増長することで市民の負担になり、窓口への苦情にも繋がっている。○住民異動入力でも最も入力が煩雑なものが転入であり、入力・点検作業に多大な労力がかかっている。特例転入はシステム上個人番号カードがなくても処理可能であり、全ての転入で特例転入が可能となるなら事務処理負担の軽減は相当なものとなる。システムの改修も不要のため費用もかからない。

#### 各府省からの第1次回答

転入手続きは、住民の居住関係の発生又は消滅に係る重要な手続きであることから、転出地市区町村において転出者に転出証明書を交付し、転入地市区町村において転入者が持参した転出証明書を確認することにより、転出者と転入者が同一人物であり、転出証明書を持参して届出の任に当たっている者が、届出をする者本人であることを厳格に確認する必要がある。この点、個人番号カードの交付を受けている者については転入地市区町村において、個人番号カードを提出させ、暗証番号を入力させた上で本人確認情報を取得し、これを転入届に記載された事項と照合することで、厳格かつ簡便に本人確認を行うことができる。このような個人番号カードの機能に基づき、住民基本台帳法第24条の2の特例については、個人番号カードの交付を受けている者に限定しているものであり、一般的な転入手続きに適用することはできないものとする。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

転出者と転入者が同一人物であるか否かについては、個人番号カード以外にも運転免許証等で厳格かつ簡便に本人確認を行うことができると考える。また、運転免許証等がない場合であっても、現状では本人しか知りえない情報を質問票で回答させることで対応しており、これによる事故等は生じていない。

一方で、転入の届出については、転出証明書に記載された事項を住民記録システムに入力した後、その内容を確認しているが、年度末や年度初め、連休明けなど異動の多い時期は入力件数も多く、細心の注意を払っているものの、入力ミスが懸念されるところである。

住民基本台帳ネットワークシステムから転出者の情報を引用することが可能となれば、迅速かつ正確な事務処理が見込めるものであり、職員の負担軽減はもとより、入力ミスの防止や住民サービスの向上も期待できる。以上のことから、特例転入の適用対象を広げることで得られる効果は非常に大きいと考える。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【福井市】

「個人番号カード+暗証番号」を厳格な本人確認と位置づけるのであれば、「写真付き公的機関発行身分証明書（運転免許証など）+その他の身分証明書（健康保険証など）」も十分厳格な本人確認行為であると認めることができる。このことから、特例転入手続きを個人番号カード所持者に限定することは不相当である。

##### 【島田市】

本人確認については別の方法でも可能である。国の方針でデジタル化を推進していることから、今後に向けて検討をお願いしたい。

##### 【東大阪市】

住民基本台帳法第24条の2の特例について、個人番号カードの交付を受けている者に限定している点につ

いては、認識しているが、個人番号カードの普及率が上がらない中、住民サービスの向上及び正確性を担保する上で、特例転入と同様に住民記録情報を市区町村間で共有し、システムを利用できるよう法改正を望む。

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、住民サービスの向上及び正確性を担保するため、特例転入と同様に住民記録情報を市区町村間で共有し、システムを利用できるようにしてほしいという意見や後処理が簡便になるため法令緩和をぜひ検討してほしいという意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

住民の転出入においては、住民基本台帳の記録の正確を期すため、住民基本台帳法第24条に基づき、転出者は、転出地市町村の窓口において厳格な本人確認を行った上で転出届を行うとともに、転出証明書の交付を受けた後、同法第22条に基づき、転入地市町村の窓口において厳格な本人確認を行った上で、当該転出証明書を添えて転入届を行うことが原則とされている。

これに対し、同法第24条の2の特例(特例転入)は、転入地市町村において、個人番号カードの交付を受けている転入者本人に個人番号カードを提出させ暗証番号を入力させる(知識認証)ことで、厳格であることはもちろん、簡便に本人確認を行うとともに、個人番号カード内に保存されている住民票コードを用いて、住基ネット回線を通して迅速かつ正確に転出地市町村から転出証明書情報の通知を受けられることから、転入者による転出証明書の持参を不要とする特例である。運転免許証等の確認や適宜の質問によっても本人確認を行うことは可能であるが、個人番号カードを用いる場合のように、厳格であるだけでなく簡便に本人確認を行い、住民票コードを用いて迅速かつ正確に転出証明書情報の通知を受けることはできないものであり、個人番号カードを用いる場合と同様の特例を認めることは適当でない。

なお、個人番号カードについては、政府全体で個人番号カードの普及・利活用策を推進しており、地方公共団体においても各団体でマイナンバーカード交付円滑化計画を策定し、更なる普及促進に取り組んでいるところであり、まずは特例転入が可能な個人番号カードの普及を図っていくことが重要と考える。

#### 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容

—

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

17

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

個人番号カードを用いた転入届等の簡素化等

提案団体

袖ヶ浦市

制度の所管・関係府省

内閣官房、総務省

求める措置の具体的内容

個人番号カードを所持する者は、新市町村で転入届のみを行い、新市町村では、前市町村から取得する転出証明書情報により、入力を行うことができ、かつ、前市町村では、新市町村から通知された転入通知情報をもって前市町村で転出の手続きをしたものとする。  
また、内閣官房が推進している引越しワンストップサービスと連携を図ることにより、新市町村に対し、事前に転入届をオンラインで提出できるようにする。

具体的な支障事例

他市町村へ住所を異動しようとする者は、前市町村で転出届、新市町村で転入届を行う必要がある。このことについては、住民基本台帳法第22条及び第24条において、届出を行うよう規定されている。しかしながら、住所異動者にとっては、法令で定められた期間内に必ず転出・転入の2つの手続きを行う必要があり、住民にとって負担となっている。  
住民基本台帳法第24条の2において、個人番号カード所持者に対し、特例が認められているが、転出届そのものは何かしらの方法で前市町村に対し届出する必要がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

転入手続きが簡素化され、住民の利便性の向上、負担の軽減に寄与するとともに、個人番号カードの普及につながる。  
内閣官房が検討している引越しワンストップサービスの実現により、支障は大きく改善できると考える。  
一方で、転出自治体から転入予定自治体へ転出等届をLGWANメールにより連絡を行うところ、先に転入手続きを行い、転入通知情報を転入予定自治体から転出自治体へ通知することにより、転出等届をしたものとするにより、自治体及び住民の負担をさらに軽減できる。

根拠法令等

住民基本台帳法第22条、第24条、第24条の2  
住民基本台帳法施行令第24条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、苫小牧市、いわき市、柏市、横浜市、相模原市、福井市、上田市、高山市、湖西市、野洲市、京都市、八尾市、兵庫県、米子市、徳島市、高松市、島原市、五島市、竹田市

○手続が簡素化され、住民、市町村ともに負担軽減が見込まれる。なお、特例転入に限らず、すべてのケースで転出届を廃止し、「転入届」のみのできるのであればさらに負担軽減が見込まれる。  
○マイナンバーカード所有者から、カードを所有していても住民異動届が簡素化されていないとお申出をいただくことがある。

#### 各府省からの第1次回答

市区町村にとって住民の住所の変更等の事実は当然に知り得るものではなく、住民からの届出により把握されるものである。その上で、市区町村は、住民基本台帳上の住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の住民の権利義務に関わる各種の行政事務を行っており、当該行政事務に係る住民の権利義務の始期又は終期となる住民の転入又は転出を正確に把握することが必要である。  
この提案によれば、転出届について、転出地市区町村において、住民の転出後も転入届が行われるまでの間、住民の転出を覚知できず住民票の消除等が行えず、上記のような各種の行政事務を適正に行えないこととなるため、転出の事実についての届出を省略することはできないが、より住民負担や市区町村の事務負担が軽減される方策については検討する必要があると考えている。  
また、転入届については、これが受理されることで、転入地市区町村の住民票に記載され、当該住民票の情報を基礎として、上記のような各種の行政事務に係る住民の権利義務が生じるものであることから、届出者の実在性及び本人性を厳格に対面で確認することが不可欠である。加えて、転入時に記載事項を変更する必要がある個人番号カード及びこれに記録される公的個人認証の電子証明書は、このような厳格な審査を経て調製される住民票を基礎としており、それを信用の基点(トラストアンカー)とすることで、他の様々な手続のオンライン化を可能とする基盤となっているところであり、こうした観点からも、転入届については、対面で実施することが必要不可欠であるが、その上で住民負担や市区町村負担をより軽減する方策が考えられないか検討する必要があると考えている。  
以上を踏まえて、自治体手続における引越しワンストップサービスについては、「デジタル・ガバメント実行計画」(2019年12月20日閣議決定)等に基づき、内閣官房及び総務省において、必要な制度を検討しているところである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

意見はありません。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【いわき市】

届出人の実在性及び本人性を対面による確認のみで行うほかに、電子的個人認証による届出人の実在性及び本人性を技術的及び法的に構築・整備することにより、国が構想するスマート自治体への転換が可能になると考えます。

#### 地方六団体からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、転出届及び転入届の制度趣旨を踏まえ、引き続き自治体手続における引越しワンストップサービスについて必要な検討を行ってまいりたい。

#### 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

—

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

19

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

市町村の認可を受けた地縁による団体が、株式を保有できることの明確化

提案団体

姫路市、兵庫県、京都市、堺市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

市町村の認可を受けた地縁による団体が、当該団体の規約に規定する権利・義務の範囲内において株式を保有できるようにして、通知等により公証人役場等に対して明確化すること

具体的な支障事例

当市管内において、離島と港をつなぐ航路を運行している2社が事業統合することとなった。2社から、地元からも株式の購入による出資をすることを要望され、地元自治会も同意したため、事業統合する新株式会社について、地元自治会(認可地縁団体)が株式を購入(5株・5万円)することを含む商業登記法第47条に基づく法人設立の登記をしようとしたところ、公証人役場から「認可地縁団体は、地方自治法第260条の2第1項において、『地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有する』とされており、株式の保有については認可地縁団体がすることはできず、株式会社としての登記に地縁団体は記載できないのではないか」との指摘があり、地元自治会が株式を保有することに支障が生じた(認可地縁団体を株式会社としての登記に記載できない理由は明確ではない)。

結果、株式会社設立が当初予定日に間に合わないと判断され、地元自治会を出資者から外して、株式会社を設立することとなった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

認可地縁団体が、当該団体の規約に規定する権利・義務の範囲内において株式会社の出資者となることができれば、今後、認可地縁団体が地域公共交通などの地域課題の解決に資する半官半民サービスの支え手となることが期待されるとともに、住民自治の充実に資する。

根拠法令等

商業登記法第47条、会社法第58条第1項、地方自治法第260条の2第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

須賀川市、宇和島市、宮崎市

—

各府省からの第1次回答

地縁による団体は、地方自治法第 260 条の 2 第 1 項において、「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し義務を負う。」と規定されている。

市町村長の認可の目的は、地域的な共同活動のための「不動産又は不動産等に関する権利等を保有するため」であり、地縁による団体が、現に不動産又は不動産に関する権利等(例:不動産登記法第3条各号に掲げる登記することができる権利、地域的な共同活動に資する資産等)を保有しているか、保有する予定があることが認可の前提とされている。

他方、認可地縁団体は、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うものとされているが、「権利を有し、義務を負う」とは、法律上の権利義務の主体となることを意味するものであり、「規約に定める目的の範囲内」とは、目的を遂行するために必要な行為を含むものと解されている。また、「地縁による団体に係る認可事務について(総行第 41 号 平成 21 年 4 月 1 日付け総務省自治行政局行政課長通知)」においても、「認可地縁団体の財産の取得は、認可地縁団体の規約に定める目的の範囲内であれば制限されていない」とされており、認可地縁団体が株式を保有することについても、規約に定める目的を遂行するために必要な限りにおいて行うものであれば、制約はない。

よって、現行の取扱いにおいて、今回の「支障事例」の例に挙げられた認可地縁団体による株式の保有が可能かどうかについては、当該認可地縁団体の規約において「目的を遂行するために必要な行為である」と解釈されるか否かによって判断されるものである。

なお、第 32 次地方制度調査会の答申において、認可地縁団体制度については、「簡便な法人制度としての意義を維持しつつ、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、地域的な共同活動を行うための法人制度として再構築することが適当である。」とされており、これを踏まえ、今後必要な対応を検討することとしている。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回、新たな株式会社設立の際、登録機関において、認可地縁団体は、株式の取得はできないものと判断された。

このため、一次回答でお示しいただいた、「地縁による団体に係る認可事務について(総行第 41 号 平成 21 年 4 月 1 日付け通知)」において、「認可地縁団体の財産の取得は、認可地縁団体の規約に定める目的の範囲内であれば制限されていない」とされており、株式等の金融資産を保有できることについて、法人設立登録を行う際の窓口となる機関(法務省所管の公証人役場)など、関係機関に周知徹底をお願いしたい。

加えて、第 32 次地方制度調査会の答申を踏まえ、認可地縁団体が、簡便な法人制度としての意義を維持しつつ、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、地域的な共同活動を行うための法人制度となるよう、積極的に再構築を進めていただきたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国市長会】

提案内容が、現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。

#### 各府省からの第 2 次回答

現行制度においても、認可地縁団体が規約に定める目的を遂行するために必要な限りにおいて株式を保有することは可能であるが、「認可」の目的が不動産等を団体名義で保有し登記等ができるようにすることであることから、今回の支障事例のように「認可地縁団体は株式を保有できない」という誤解につながったものと考えている。

また、すでに第 1 次回答でお示したように、第 32 次地方制度調査会の答申において、「簡便な法人制度としての意義を維持しつつ、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、地域の住民が幅広く参画し、地域課題への取組を行う地縁法人制度として再構築すべき」とされている。

これらの状況を踏まえれば、今回の支障事例のように認可地縁団体制度に関する誤解に基づいて活動が制約されないようにするためには、現行制度でも対応可能であるという関係機関への周知にとどまらず、認可地縁団体制度を再構築することが必要だと考えており、現在、不動産等を保有する予定の有無にかかわらず、地域的な共同活動を継続的かつ円滑に行うために設立できることとするという制度の見直しを検討しているところである。

したがって、関係機関への周知に当たっては、制度の見直しの検討状況を踏まえて対応することが必要と考えている。

#### 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

##### 5【総務省】

(1) 地方自治法(昭22法67)

(ii) 地縁による団体に対する市町村長(特別区の長を含む。)の認可(260条の2第1項)については、地域的な共同活動が円滑に行われるよう、活動実態に合わせて認可の目的を見直し、不動産等の保有の有無にかかわらず、これを可能とする。



# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

24

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

## 提案事項(事項名)

小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し  
(受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用)

## 提案団体

新潟市

## 制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

「児童福祉法の一部を改正する法律(平成26年法律第47号)」の施行に伴う新たな小児慢性特定疾病対策の実施に当たっては、地方自治体及び保険者並びに医療機関等に新たな事務が生じていることから、地方自治体等の負担増の実態を十分に把握し、複雑、膨大化している事務負担の軽減を図ること。現行制度上、小児慢性特定疾病医療受給者証の記載項目となっている高額療養費「適用区分」を削除すること、又は限度額適用認定証を新たに活用すること。

## 具体的な支障事例

小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。(受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。)

そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。

小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費(育成医療)支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。(高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法(例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など)でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。)

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

受給者証の発行までに要する時間が大幅に短縮されるため、受給者が事業を円滑に利用できるようになり、市民サービスの向上につながる。

保険者への照会・回答に要する事務が省略又は簡素化されることにより、地方自治体及び保険者の事務の負担軽減が見込まれる。

## 根拠法令等

児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて(平成26年12月26日付け雇児母発1226第1号)、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る事務について(平成28年2月2日付け健難発0202第2号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、栃木県、群馬県、高崎市、千葉市、神奈川県、横須賀市、福井市、長野県、豊橋市、京都市、大阪府、豊中市、高槻市、神戸市、和歌山市、島根県、広島市、高松市、宇和島市、高知県、熊本市、大分県、宮崎県、鹿児島市、沖縄県

○提案市と同様に地方自治体において実務上使用しない区分についての照会事務は不要であるとする。保険者による個人番号制度の活用がされておらず、現状として郵送での照会回答となっているため、保険者からの回答に時間がかかり早期に変更後の受給者証を交付ができない。

以前より、小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費（育成医療）支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている事に疑問がある。（高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法（例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など）でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための措置を講じられたい。）

○当市においても全く同様の意見が担当者の間で出ている。高額療養費適用区分を保険者に対し照会することにより、地方自治体として繁雑かつ不要な事務が生じることは勿論のこと、保険者からの回答が遅いことによる受給者証交付時期の遅延等、受給者が多大なる不利益を被ることがある。

○他の公費医療制度では、「適用区分」の記載のない受給者証もあることから、地方自治体の事務負担軽減の観点からは、受給者証への「適用区分」記載は不要としていただきたい。

○毎月、多少なりとも本件に係る業務に対応しており、事務の負担増になっている。

また、県からの照会期間を鑑みて受給者証発行までに時間を要すると感じていたため、事業全体の円滑化に資するためにも見直しは必要と考える。

○高額療養費適用区分は毎年度保険者が見直しを行い、また、見直し以外でも、年度途中で世帯員の増減等により区分が変更となる場合がある。このような場合は基本的に保険者からの変更連絡票の送付を受けて、受給者証に反映することになるが、受給者証発行までに時間を要し、その間に医療機関が誤った適用区分で公費請求してしまうため、地方自治体・保険者・医療機関等多くの関係機関で事務負担が生じている現状がある。

○支給認定の実務上の取扱いとして受給者の医療保険における所得区分を受給者証に記載することとされているが、受給者が加入する保険者に対し所得区分を照会してから回答を得るまでに時間を要する（概ね2～3週間程度）ことから、受給者証の早期交付の妨げとなっている。そのため、医療費の立替払など受給者に不利益が生じているほか、自治体においては立て替えた医療費の償還払い事務の負担が生じている上、多数の保険者との間で区分照会や、区分変更の連絡等、相当な業務負担となっている。

○小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。（受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。）

そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。

小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費（育成医療）支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。（高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法（例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など）でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。）

○当県では、保険者へ高額療養費適用区分の照会に多くの時間を要しており、認定更新のピーク時には1か月以上かかる保険者もある。

このため、有効期間の始期までに受給者証が届かない例もあり、受給者に取り、償還払いの文書料負担や来所し、手続きを行うなどの負担が大きい。

○照会事項について、保険者からの回答に時間がかかる場合があり、審査が終了して承認となった方についても、受給者証の発券が遅れる。

また、社保非課税世帯及び国保組合加入世帯については、適用区分見直しのため、年1回（6月）に課税証明書の提出を依頼しており、受給者に時間的、経済的に負担を強いている。

○①新規申請の場合、審査会后、複数の照会を保険者に行っているが、回答の時期に差（2週間以上）があるため、各申請者あての交付にも時間差が生じている。

②保険者からの変更連絡が、変更のあった日から1～2ヶ月経過後に通知されることがあり、受給者証に適正な所得区分を反映できていない例がある。

上記等を踏まえ、受給者証の発行に要する時間が短縮されることにより、償還手続きの減少が見込まれ、受給

者、自治体の事務負担が軽減されることが想定される。

#### 各府省からの第1次回答

都道府県等において小児慢性特定疾病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は、「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り、医療機関の窓口や都道府県等における当該区分の確認を可能とするため、他の制度に先んじて実施することとしているものであり、当該事務の廃止は適切ではないと考えている。

医療機関の窓口や都道府県等が当該区分を確認する方法については、昨今の医療分野における情報管理の電子化の状況等を踏まえ、効率化に向けてどのような対応が可能か、関係法令との整合性や技術的・予算的な実現可能性、各事務の実施主体における事務の効率性等の観点から、関係省庁で連携して検討する。

限度額認定証を活用する方法については、受給者が当該証を受診時に医療機関に持参する方法(①)と、受給者が当該証を医療費助成の申請時に都道府県等に提出する方法(②)の二つが考えられるところ。①の方法については、都道府県等において高額療養費の所得区分の確認ができなくなり、指定医療機関からの小児慢性特定疾病医療費の請求額が正しいかどうか確認することができなくなるため、不適切である。また、限度額適用認定証は、被保険者(受給者)の申請に基づき保険者から交付されること、②の方法については、高額療養費制度と小児慢性特定疾病医療費助成を併用する患児の保護者にとって限度額適用認定証の取得は経済的メリットがないにもかかわらず手続負担が生じるものであり、適切ではないと考えている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

受給者をはじめ関係機関の負担となっている保険者への所得区分照会事務は、令和3年3月に導入が見込まれているオンライン資格等確認システムの活用等を鑑み、廃止すべきではないか。小慢医療同様に医療保険優先の考え方に立つ、育成医療や未熟児養育医療で当該事務を行わずに、円滑な医療費助成が行われていることを鑑みても廃止してよいと考える。

また、保険者からの所得区分の変更連絡が、相当な期間を経過後に届出される場合や報告漏れ等がある現状において、自治体が受給者証へ記載した所得区分が実際の医療保険制度上の区分と異なるといった支障事例があるため、自治体のみならず指定医療機関にも混乱が生じていることを認識の上、検討いただきたい。

限度額適用認定証を活用する方法について、①・②の懸念が示されたところであるが、①「都道府県において、指定医療機関からの請求額が正しいかどうか確認することができなくなる」ことに関しては、受給者証発行後に事後的な確認で補えると考ええる。

②「患児の保護者にとって限度額適用認定証の取得は経済的メリットがないにもかかわらず手続負担が生じる」ことに関しては、既に認定証を取得している者については、認定証による確認を認めるといった柔軟な対応も可能と考える。また、受給者証送付の遅れによって、医療費の立替払いやその後の償還払い手続きの負担等が受給者に生じている状況を考慮すると、受給者が認定証を取得するための手間が掛かるとしても、経済的損失を伴わずに早期に制度利用するためと考えれば、受益者負担的な要素として許容されるべきものであり、患児の保護者にとってもメリットはあると考える。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【群馬県】

所得区分の記載を廃止しないのであれば、効率的な所得区分の確認方法(マイナンバー情報連携ネットワークシステムによる区分取得等)を確立するよう、早急かつ前向きに検討願いたい。

##### 【豊中市】

①未熟児養育医療の方が高額医療になる可能性の方が高いと思われるのに、「適用区分」の記載が必要ない、とされるのはなぜかご教示いただきたい。

②現状として、新規申請時は保険者からの回答を待つ時間が受給者証交付時期の遅延につながっていることは既知のとおりだが、継続者についても、適用区分の見直しや変更で、保険者からの適用区分変更連絡票が自治体あて送付されることがある。この送付時期についても遅すぎる場合が多い。(8月中旬に7月からの変更通知が届くなど。この場合、自治体は9月からの新適用区分を記載した受給者証の再発行しかできない。)

このことより、受給者証に記載されている適用区分が常に正しい区分が記入されているとは言えない現状があることを知っていただいたうえ、事務の効率化に向けてご検討いただきたい。

#### 地方六団体からの意見

—

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○令和3年3月から導入予定のオンライン資格確認等システムにより、医療機関が受給者の高額療養費の所得区分を確認することが可能となる。医療受給者証の発行に要する時間の短縮による受給者の負担軽減の観点からも、同システムの活用を前提に、当該所得区分の記載の廃止について、具体的なスケジュールを含めて検討いただきたい。

また、所得区分に関する情報は個人のプライバシーに関する情報であり、慎重に取り扱うことが必要であるという観点からも、当該所得区分の記載は廃止すべきである。なお、都道府県等は当該所得区分を必要が生じたときに保険者に照会する仕組みとすれば、記載の廃止は可能ではないか。

○医療機関への同システムの導入状況を考慮する必要がある場合は、導入を実施した医療機関を対象とするなど暫定的な取扱いを検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

1次回答にもあるとおり、都道府県等において小慢の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り実施しており、これにより医療機関の窓口等で当該区分を確認できるようになっている。

上記の方法ではなく、限度額適用認定証を用いて当該区分の確認を行うためには、被保険者（受給者）が保険者に対し申請を行った上で交付を受ける必要があり、難病患者である受給者にとって過重な事務負担が生じてしまうため、当該証を活用して所得区分を確認することは困難であるとする。

一方、令和3年3月開始予定のオンライン資格確認システムを導入した医療機関においては、受給者証への記載や限度額適用認定証がなくても、医療機関の窓口において当該区分の確認が可能となる予定である。

これに伴い、受給者証から当該区分の記載を廃止できるという御意見もあるが、現状では当該システムの運用が開始されていないことや、令和3年3月にすべての医療機関において当該システムが導入されるわけではないため、当該区分の記載の廃止については、当該システムの導入状況等を踏まえ、今後検討してまいりたい。なお、所得区分の記載の廃止についてはオンライン資格確認システムの導入状況等を踏まえ検討していく必要があり、引き続き受給者証への所得区分の記載を必要とするため、都道府県等に事務負担の軽減を図るとともに、保険者からの変更連絡が遅滞することによる課題の解消を図ることを目的に、マイナンバー情報連携による事務の簡素化について、その技術的・財政的な課題を踏まえつつ、関係省庁及び保険者と調整の上、検討することとする。

また、未熟児養育医療の御質問の趣旨は必ずしも定かではないが、未熟児養育医療における高額療養費の取扱いについては、「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支給について」（昭和48年10月30日保発第42号厚生省保険局長通知）等に基づき行われ、通常の高額療養費の自己負担限度額を設定する「所得区分」を一律「一般区分」としていることから、適用区分の照会が不要となっているものであり、制度が異なるため単純に同様の取扱いができるわけではない。

## 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

### 5【総務省】

(2) 児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(児童福祉法19条の3第7項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省)

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

34

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

国民健康保険資格の職権喪失処理に係るマイナンバー情報連携の利用事務の拡大

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民健康保険資格の職権喪失処理効率化のため、資格喪失に係る届出の有無に関わらず、国保と社保で二重資格の可能性がある者について、情報提供ネットワークシステムを利用し、情報照会を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

情報連携を利用することにより、他市町村から異動してきた者の保険税の算定・給付の迅速な支給決定や、資格喪失証明書等の添付書類の省略が可能となっている一方、資格管理に関連して次のような課題がある。

- ・被保険者が国民健康保険の脱退未手続きによる他の健康保険との二重加入(市での全件把握は困難)
- ・無保険者の把握
- ・資格喪失届出勧奨や滞納整理などの業務の煩雑化

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

情報提供ネットワークの運用が拡大することで、適用適正業務の正確な運用が可能となるとともに、勤務先への問い合わせをする業務の減少など事務の適正化及び効率化に繋がる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、国民健康保険法第6条、第8条、第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、須賀川市、ひたちなか市、神奈川県、川崎市、浜松市、三島市、豊橋市、春日井市、豊田市、小牧市、京都市、神戸市、加古川市、高松市、宇和島市、熊本市

○当市においても、国民健康保険の資格喪失手続きが未了であるために、他の健康保険と二重加入になっている被保険者の状況を解消すべく、年に複数回も「資格喪失届出勧奨通知」を発送するなど、事務の煩雑化が課題となっているもの。

○提案団体と同様に、適正な資格把握を行うために多くの時間を費やしている状況であるため、情報提供ネットワークを利用した資格適正適用業務の運用拡大が必要であると考えます。

○国保脱退の未手続き者に対し手続き勧奨を行っているが、応答がない場合が多く、扶養者がいる場合などには

対応に苦慮している。

○国保の脱退・加入はその時々において本人の届出を必要としている。しかし国保加入者の中には国保の届出をせず会社への就職・退職を繰り返す者がいて資格管理が正確に出来ないケースも見受けられる。そうした場合に情報提供ネットワークで資格確認ができれば適切な資格管理と医療給付の適正化につながる。

○資格の喪失について、本人の届出を原則としていることから、事務が煩雑になりやすく、確認に時間がかかる場合があるため、本提案が実現すれば事務の効率化に繋がる。

○本市においても、社会保険に加入した場合に職場から新しい保険証が交付されていない等の理由で、被保険者による国保脱退の届出が遅れたり、単に被保険者が届出を忘れて資格を遡及して喪失したりするケースが多々あり、それに係る保険料の精算や保険給付の不当利得返還請求事務が発生している。

○情報提供ネットワークシステムを利用した情報確認による職権喪失の法制化に併せ、他の医療保険加入後の国民健康保険脱退未手続き者を月末毎にリスト化して保険者に通知するような制度があれば、より効率的に資格の適正化が図られ、滞納整理も捗ると考えられる。

○本市においても、被保険者が国民健康保険の脱退未手続きによる他の健康保険との二重加入は課題となっている。マイナンバー制度の情報連携における職権での資格喪失処理が可能となることにより、資格の適正化、事務の効率化を図ることができる。

○国民健康保険の資格喪失に関する事項は、国民健康保険法第9条により、世帯主が市町村に申し出なければならないが、職場の健康保険に加入しても国保資格喪失未届の対象者が一定数存在する。資格喪失処理は職権処理が認められており、喪失状況把握のため保険者・事業所等へ文書照会をし、回答結果に基づき職権による資格喪失処理を行っている。しかし、事務処理に多大な時間を費やしているだけでなく、文書照会に非協力的な保険者・事業所等もあるため、必ずしも職権喪失につながっていない。

## 各府省からの第1次回答

### 【内閣府・総務省】

厚生労働省における検討を踏まえ、必要な対応を検討する。

### 【厚生労働省】

医療機関等において療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認については、マイナンバーカード等によるオンライン資格確認を導入し、令和3年3月から本格運用を開始することとしている。

これに併せて、医療保険者向け中間サーバーに登録されている資格情報について、保険者間で資格が重複していないかを定期的にチェックし、通知を受けた保険者において資格重複状況一覧を出力することができる機能の実装を予定しており、これにより、各保険者において資格重複状況をより効率的かつ網羅的に把握し、資格管理をより適切に実施することが可能となる。

なお、マイナンバー制度における情報連携の対象範囲については、関係各省と課題を整理し検討を進める。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和3年3月から導入されるオンライン資格確認により、資格重複情報一覧を出力できる機能の実装を予定しているとあるが、この一連の仕組みにおいて、これまで二重加入していると思われる被保険者の勤務先に照会し取得していた情報(加入している他の医療保険の保険者名、保険者番号、資格取得年月日(資格取得期間)、記号番号 ※被扶養者の分も含む)が本人の届け出なしでも提供され、その情報をもとに一定のプロセスを経て職権により資格喪失処理ができるのであれば、これまでの支障は解決されと考えられる。

職権処理の範囲については、資格重複情報一覧のみにより職権で資格を喪失させることができるようになるのか、これまでのように本人に届出の勧奨通知を送付し(一定の期間において届け出がない場合は職権により資格喪失処理することを明記)、一定の期間を経ても届け出がない場合において、資格重複一覧に基づき職権にて喪失処理を行うのか、職権処理のプロセスや条件を明確に示していただきたい。

資格重複データ一覧取得までのプロセスについて、

- ① 月2回程度、国保中央会が資格重複の有無のみを該当保険者に通知
- ② 保険者が国保中央会に重複データ一覧の要求
- ③ 国保中央会から保険者に重複データ一覧の提供

とのことであったが、①、②については事務的に不要な作業であると考えるので、国保中央会から保険者へ週次か月次で重複データの一覧を、目視確認しやすい形式(PDF等)及び処理しやすい形式(CSV等)で提供していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【神戸市】

資格重複状況一覧に、被保険者名・保険者番号・記号番号・資格得喪日を出力することを求める。  
上記項目を出力することにより、二重加入解消も確実に実施でき、届出勧奨事務や事業所への照会等の事務が削減につながる。  
上記項目が出力できず情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会ができない場合、資格喪失届勧奨や事業所への照会の回答が必ずあるわけではない現状では、資格管理を適切に行うことが困難と考える。

## 地方六団体からの意見

### 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○オンライン資格確認等システムの導入に伴い資格重複チェックが令和3年3月から開始されるのであれば、事務の効率化等の観点から処理手続やシステム環境等の検討・整備を速やかに行うとともに、市町村側が滞りなく運用開始できるようその内容を早急に保険者に周知いただきたい。  
○資格重複チェックの機能で市町村が資格重複状況を把握できるようになるのであれば、被保険者及び市町村の負担軽減の観点から、勧奨文書なしで職権による資格喪失が可能となるようにすべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

### 【資格重複チェック機能について】

・市町村国保においては国保情報集約システムを活用するため、該当保険者に通知することなく、資格重複状況結果一覧を取得できるよう調整する。  
・ファイルの形式はCSVとする。記載項目も各団体から提示いただいた内容を概ね満たしている。CSVについては項目名をヘッダーとして付すため、Excelで確認することで目視確認も容易である。PDFについては追加改修が必要なため、現時点で提供の予定はない。  
・資格重複状況結果一覧の詳細については、令和2年4月30日に国保保険者標準事務処理システムサポートサイトにて国保情報集約システム 外部インタフェース仕様書―別冊―にて公開しているため確認されたい。

### 【職権喪失について】

・令和3年3月時点において資格重複状況結果一覧は事業所照会の代替手法とし、本人に届出の勧奨通知を送付する事については継続して求めるものと整理する。  
職権喪失処理のプロセスや条件については整理の上、市町村にお示しする。  
・オンライン資格確認稼働後において各医療保険者が登録する資格情報の状況を判断し、職権喪失に係る根拠となり得ると判断出来た場合、資格重複状況結果一覧を契機とする職権喪失についても、速やかに検討するものである。  
・対象者への届け出の勧奨については、提案団体提出資料に記載いただいている通り、勧奨を行うことで半数の被保険者から届け出が提出していただけている。勧奨のない職権喪失は頻繁に国保と社保の異動を行う場合など、対象者が自覚すること無く、無保険状態を誘発しうることから、今後も勧奨は必要なものである。

## 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

—

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

35

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納を可能とすること

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

私人の公金取扱いの制限について定めた地方自治法第243条中の「若しくは収納」を削り、収納事務について、私人委託を可能とする。  
または、地方自治法施行令第158条の2第1項中、「普通地方公共団体の歳入のうち、地方税・・・その収納の事務を委託することができる。」と定められている普通地方公共団体の歳入の対象を地方税に限定しないよう改正し、普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納ができるようにする。

具体的な支障事例

【制度改正の経緯】

当市(※)では、令和元年度から33債権(16課)に及ぶ市の全ての債権の回収業務を債権管理課へ統合し、一元的に行っている。

現在、普通地方公共団体の歳入の収納事務は、地方自治法施行令第158条第1項、同施行令第158条の2第1項又は他の法令の規定に基づき、特定の歳入に限り、コンビニの店頭等で行うことができる。※中核市市長会に属する1市

【支障事例】

債務者の6割程度は、市税と市税以外の債権を同時に滞納している状況であるが、コンビニ収納ができる歳入が限定されているため、債権毎に異なる納付窓口を案内しなければならず、市・債務者双方の手間が生じている。

また、日中に就労している債務者は、金融機関に行くことができない、過疎地域又は遠方に居住しているため近くに指定金融機関がないために納付困難となっているケースが発生している。

【制度改正の必要性】

地方自治法243条において収納事務の私人への委託を原則禁止し、施行令において歳入を限定列挙し、収納事務の私人への委託を認める現行制度は、生活様式が多様化した現代において適当ではないと考えている。

また、種類の異なる債権が随時発生する普通地方公共団体においては、債権毎に納付窓口が異なることは、納付勧奨を行う側としては事務が非常に非効率となるため、制度改正の必要性を感じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現状、市税の納付方法別収納件数においては、コンビニは金融機関窓口を上回っている状況(※)であり、普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ納付が可能となれば、納付方法の統一がされ、時間や場所にとらわれることなく納付することができるため、債権毎に異なる納付窓口を案内する必要がなくなり、市民の利便性の向上にもつながるため、収納率の向上も図られる。

※

【H30年度市税納付方法別収納状況(件数割合)】



金融機関窓口：15.8% コンビニ：24.3%  
口座振替：59.0% その他：0.9%  
(出所：令和元年度 市税概要)

## 根拠法令等

地方自治法第 243 条、地方自治法施行令第 158 条、158 条の 2 第 1 項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、福島県、いわき市、ひたちなか市、大田原市、千葉市、川崎市、福井市、豊橋市、春日井市、小牧市、京都市、八尾市、鳥取県、徳島県、熊本市、宮崎市

○コンビニも含め、収納窓口を業務委託するにあたり、全部の歳入を委託できないことが支障となっている。コンビニ収納ができる歳入が限定されているため、債権毎に異なる納付窓口を案内しなければならず、市・債務者双方の手間が生じている。当市の収納件数実績においても、コンビニ収納は銀行窓口収納には劣るものの、年々取扱件数及び金額は増加しており、コンビニ納付が可能となれば収納率の向上が期待できる。

○当市においても個人による市税・国民健康保険税の支払額は、H30 年度で約 11%がコンビニ収納であり、規制を緩和しすべての歳入で市民が納付しやすい環境を整備していくことは、未収発生を抑制し、歳入増の効果が期待できると考える。

○当市においては、市税、水道料金、国民健康保険料等の債権においてコンビニ収納を実施している。コンビニ収納を実施していない債権については、債務者が、日中に就労しているため金融機関に行くことができないなど、納付困難となるケースが発生している。

○現在、コンビニの店頭等での収納は、地方自治法施行令第 158 条第 1 項、同施行令第 158 条の 2 第 1 項又は他の法令の規定を根拠として、特定の普通地方公共団体の歳入に限って行われている。当市においては、市税や市税以外の特定の普通地方公共団体の歳入を除いて、コンビニ収納ができない。市の視点からは、同じ債務者であるのに債権ごとに異なる納付窓口を案内しなければならない。債務者の視点からは、日中は就労しているため営業時間内に金融機関へ行くことができない、過疎地域又は遠方に居住しているため近くに金融機関がないという課題がある。そのため本件の制度改正によって、市の事務軽減と収納率の増加、市民の利便性の向上が見込める。

○当県では、全国規模の収納代理金融機関が少ないことから、県外居住者が県公金の支払をする際に、コンビニ支払は非常に有用であるが、私人への収納委託が認められていない歳入科目については支払方法に苦慮しているところである。当県においても、コンビニ利用者は年々増加しており、全歳入科目で私人収納委託が可能となれば、利便性及び収納率の向上につながる。

○当市でも債権管理室にて複数の債権を扱っているが、重複滞納者に対して収納機関の異なる納付書を発行しており、債権ごとに異なる納付窓口を案内しているため、双方に手間が生じている。

## 各府省からの第 1 次回答

地方公共団体に係る公金は、その性格に鑑みると、取扱い上の責任を明確にし、公正の確保及び厳正な保管が強く要請されているものであることから、地方自治法第 243 条において私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止するものとしており、この原則を変更するようなことはできない。

特定の歳入科目により取組の支障が生じているのであれば、御提案いただいた内容について、上記原則や関係制度の趣旨とも照らしつつ、どのような対応が可能か検討したい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「原則を変更することはできない」理由として、「責任の明確化」、「公正の確保」及び「厳正な保管」を示されているが、現在、収納事務の私人委託が可能な歳入は、地方自治法施行令第 158 条各項及び第 158 条の 2 各項の規定により、「私人委託した際の公表」、「収納した歳入の内容を示す計算書を添えた会計管理者等への払い込み」及び「検査の実施」が義務付けられている。多くの中核市においては、コンビニ事業者に委託しこれらの事務を行っている実績があり、支障が生じているとは承知していない。そのため、「責任の明確化」、「公正の確保」及び「厳正な保管」は達成されていると考えられ、「原則を変更することはできない」理由にはならない。

また、現在、全ての公金について、地方自治法第 231 条の 2 の規定に基づき、クレジットカード又は電子マネー

を利用した納付が可能とされており、私人が公金の収納事務の一端を担っている現状から、現金収納の場面において、原則、私人委託を禁止する地方自治法第 243 条の趣旨は、現在の技術革新等を加味し、時代に即したものと見直すべきと考える。

なお、中核市市長会の求める措置は、特定の歳入科目ではなく、全ての歳入科目について収納事務の私人委託を可能とすることである。これは、債権の徴収一元化の取組を行う中で、市税とその他の債権を重複して滞納する債務者が存在し、債務者は、コンビニ収納できる債務とコンビニ収納できない債務が併存することの不便さを甘受している現状があるからである。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【大田原市】

本市においても、令和元年度だけで市内金融機関で店舗の統廃合が2件行われております。昨今の金融機関の統廃合等により、今後ますます最寄りの金融機関が遠くなってしまう地域が増えてきます。収納事務の私人への委託については、徴収事務を含まない範囲で、かつ事前に当該自治体が発布した納入通知書または納付書により収納する場合にのみ限定することも可能と考えます。クレジットカード等の指定代理納付制度については、収納科目が限定されていないにもかかわらず、公金の収納事務(収納代行)については取扱科目が限られていることについても、市民に理解いただくことは難しいと考えます。市有財産のインターネット公売を行う際にも、物品であれば収納委託が可能であるのに対し、不動産については施行令に定める私人への収納委託ができる歳入科目に該当しないため、納付窓口を別々に案内しなければなりません。

#### 地方六団体からの意見

—

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1次ヒアリングにおいて、私人による公金取扱いを禁止する原則を含め、財務制度全体について見直しを検討したい旨の発言があった。本年の「骨太の方針」において、デジタル・ガバメントの構築が最優先政策課題と位置付けられていることも踏まえ、多様な決済手段への対応等も含め、早期に検討を開始いただきたい。また、どのような場で、どのようなスケジュールで検討するのか、示していただきたい。

○上記検討の結論を待たず、個別の歳入科目についても、私人に収納事務を委託しても問題がないことが明らかであるものについては、地方自治法施行令の改正により対応することを検討いただきたい。

#### 各府省からの第 2 次回答

公金の取扱いを地方公共団体の判断により原則自由に私人に委任できるようにすることについては、現在の原則とその例外を根幹から変更するものであることから、変更することにより生じる問題はないのかを詳細に検証することなど、慎重に検討すべきものだと考えている。

また、公金の取扱いについては、他の財務関係制度とあわせて議論する必要がある。加えて、各種の関係者とも議論を重ねる必要があることから、十分な期間をもって検討を行いたいと考えている。

なお、個別の歳入科目について、現行において私人委託を可能としているものと同様に私人委託を可能とすべきものについて、提案団体から具体的な提案をいただきたい。そうした提案があれば、検討をさせていただきたいと考えている。

#### 令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定）記載内容

##### 5【総務省】

(1) 地方自治法(昭 22 法 67)

(iv) 私人の公金取扱いの制限(243 条)については、以下のとおりとする。

・負担金、分担金等について、地方公共団体の意見を踏まえつつ、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入(施行令 158 条)として追加すべきものを精査した上で、私人に委託することを可能とする方向で検討し、令和 3 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

・金融機関の統廃合やデジタル・ガバメントの推進など、公金を取り巻く状況の変化を踏まえた上で、多様な決済手段の確保の観点から、地方公共団体の財務に関する制度全般の見直しの中で、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、地方公共団体の判断により公金の徴収又は収納の事務を原則として私人に委託することを可能とすることを含め、その在り方について検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講

ずる。

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

44

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

電子契約における電子署名の見直し

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

国における政府認証基盤(GPKI)の職責認証と同様に、地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責認証を、自治体が電子契約を行う際に利用できる電子署名の対象とする。

具体的な支障事例

【現状】

国の電子契約では政府認証基盤(GPKI)の職責認証を利用して電子署名を行っている。

しかし、現在の法令では電子契約で有効となる電子署名として地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責認証は対象となっていない。

このため自治体では職責認証を利用した電子契約が成立せず、契約者及び、契約者の代理人、それぞれ本人の「電子証明書」を取得する必要があるため電子契約の導入を妨げる大きな原因となっている。

【支障事例】

○「電子証明書」の発行には約2週間程度必要であり、人事異動により人が入れ替わる場合、「電子証明書」の発行が間に合わず、契約事務が行えない期間が発生する可能性がある。

○「電子証明書」の発行には、費用負担に加え、住民票、印鑑証明の提出が必要であり、人事異動毎に「電子証明書」を発行することは、事務負担が非常に大きく現実的ではない。

○国交省の電子契約では「電子証明書」として「職責認証」(役職による認証)を使用しているが、「職責認証」は地方自治法施行規則の「電子証明書」には含まれないため、自治体では使用できない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

①自治体における電子契約導入が可能となる。

②事業者負担の軽減

・印紙税・郵送費

・印刷・製本・送付・持ち込み・保管のような事務作業にかかるコスト など

③業務効率化

・来庁等の対面でのやり取りが不要となるため、時間・場所の制約がなくなる。

・契約書の取り交わしまでの時間の短縮や、契約書を探す手間や時間の短縮

・電子署名によるコンプライアンスの強化 など

根拠法令等

規則（平成15年総務省令第48号）第2条2項にて掲げられている電子契約に利用できる電子証明書の種類

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

神奈川県、川崎市、名古屋市、西尾市、京都市、大阪府、兵庫県、鳥取県、山陽小野田市、三好市、香崎市

○当県においても、電子入札や電子申請など、電子的手段による行政手続は年々増加しており、契約においても、今後は電子契約のニーズも高まってくることが予想される。LGPKIの職責証明が電子契約の電子証明書に追加されることにより、今後電子契約の導入の検討が容易になる。

## 各府省からの第1次回答

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項において、「普通地方公共団体が契約につき…契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、…契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しない」とこととされている。現行の地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2においては、地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責認証について、当該措置に該当しないこととされているところ、LGPKIの職責認証が当該措置として認められるかどうか検討したい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責認証が電子契約に利用できる電子署名の対象とならない場合、電子契約導入が非常に困難となる。そのため本提案の実現に向け前向きな検討をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

—

## 各府省からの第2次回答

「地方自治法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年総務省令第90号)及び「地方自治法施行規則第十二条の四の二第二項第二号に規定する総務大臣が定める電子証明書を定める件」(令和2年総務省告示第273号)により、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)において作成する職責証明書を活用した電子契約を可能とした。

## 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

### 5【総務省】

(1)地方自治法(昭22法67)

(i)地方公共団体が契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合に、電子署名と併せて送信することにより当該契約を確定させることができる電子証明書(施行規則12条の4の2)については、地方公共団体情報システム機構が地方公共団体組織認証基盤において作成する職責証明書を追加する。

[措置済み(地方自治法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第90号)、地方自治法施行規則第十二条の四の二第二項第二号に規定する総務大臣が定める電子証明書を定める件(令和2年総務省告示第273号))]

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

45

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲の拡大

提案団体

愛知県、高知県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法第 234 条の3に規定する長期継続契約の対象契約(電気、ガスの供給、不動産の借り入れ等)、又は法施行令第 167 条の 17 に基づき条例で定めることができる対象契約(当該政令で定める一定の物品の借り入れ又は役務提供を受ける契約)にソフトウェア(無体物)のライセンス(使用許諾)契約を追加する。また、現行の法令で契約が可能とされる場合は、その旨を明示する。

具体的な支障事例

ソフトウェアのライセンス契約は長期継続契約の対象として法定されていないこと、また、ソフトウェアは無体物であり「物品」ではないため、条例で定めることができる長期継続契約の対象には当たらないことから、商慣習上、複数年度にまたがる契約とすることが一般的であるにもかかわらず、毎年度、契約更新を繰り返す不合理を生じている。ソフトウェアを用いた情報処理は行政運営を行う中で欠かせないものとなっており、最近ではクラウド上に複数のシステムを構築し、多種多様なライセンス契約を締結する必要があるが、ソフトウェアのみの単年度契約を締結することは商慣習上困難であり、また全ての契約について債務負担行為を設定することも、合理的でない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

商慣習上、一般的である複数年のライセンス契約を締結することで、情報システムの安定稼働のほか、ライセンス料の削減、契約事務負担の軽減が見込まれる。

根拠法令等

地方自治法第 234 条の3、地方自治法施行令第 167 条の 17、総務省自治行政局長通知(平成 16 年総行第 143 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

須賀川市、川崎市、豊橋市、兵庫県、鳥取県、島根県、山陽小野田市、徳島県、愛媛県、うきは市、壱岐市、長与町

○ソフトウェアは、業務の安定運用の観点から複数年継続利用する運用が一般的であること、また、複数年継続契約によるライセンス料の割引がある商品も多いことから、事務負担及び費用削減が見込まれる。  
○当市においても、ソフトウェアライセンスは、法令上及び条例上長期継続契約の対象となっていないことから、毎年度単年度契約している。これが長期継続契約の対象として法定され、条例上においても対象とされれば、ラ

イセンス料の削減や、契約事務負担の軽減等が見込まれる。

○従前はソフトウェア製品のパッケージを「購入」することで以後の利用権を半永続的に得ることができていたが、近年、パッケージそのものは購入せずに利用権のみを契約する形態のソフトウェアが登場しており、かつ複数年の契約を確約することで割引を得ることができるものも存在する。長期継続契約を可とさせていただくことで、契約行為に係る事務負担を軽減すると共に、ソフトウェア製品のライセンス利用料を軽減する効果が期待できる。

○現在、債務負担行為又は単年度契約で対応しているところであるが、長期継続契約の対象となれば、契約事務の負担軽減が図られる。

○当市でも、パソコンなど「物」を長期で使用する前提で事業を構築している場合に、ソフトのライセンスが原則単年度となるため、毎年度契約事務が発生するとともに、金額が上昇することがあり、事業計画が変わることがある。本提案により、契約事務の軽減及びライセンスの複数年度契約割引により、経費削減が期待できる。

#### 各府省からの第1次回答

地方自治法施行令第167条の17では、「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」について、長期継続契約を締結できるものとしている。本提案について、どのような対応が可能か検討したい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方自治法第234条の3又は地方自治法施行令第167条の17の規定の見直し(長期継続契約の対象契約にソフトウェアのライセンス契約を追加)か、あるいは現行の法令で契約可能な場合その旨を通知等で明示していただくよう早期に御検討願いたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、引き続き可能な対応を検討してまいりたい。

#### 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容

##### 5【総務省】

(1)地方自治法(昭22法67)

(iii)長期継続契約(234条の3)を締結することができる契約については、ソフトウェアのライセンス契約も含まれることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

47

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

## 提案事項(事項名)

指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止

## 提案団体

愛知県、横浜市、高知県

## 制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止については「平成 27 年度の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について(最終的な対応方針)(厚生労働省健康局難病対策課長)において、「廃止しない」として通知されているが、医療機関の窓口で医療保険の所得区分を確認できる新たな枠組みを構築のうえ、廃止する。

## 具体的な支障事例

都道府県等は、特定医療費の支給認定の申請がなされたときは、受給者に適用される医療保険の所得区分を、受給者が加入する保険者に対し照会を行い、医療受給者証に記載することとされており、従来から、下記の課題、支障が生じている。

照会に対する保険者からの回答に時間を要することにより、申請から医療受給者証発行までの期間が長期化しており、受給者に不利益(医療費立替負担)が生じている。

保険者による所得区分の記載ミスや、区分変更の際の連絡もれ、変更の際の連絡に時間を要すること等により、受給者が医療受給者証を医療機関に提示する際、所得区分が誤っている場合や最新でない場合があり(年間 100 件程度)、医療機関の事務に混乱を生じさせており、これに係る問合せも多い。

都道府県等が保険者に対し所得区分を照会し、照会結果を医療受給者証に記載する事務の負担は非常に大きい。

所得区分変更の場合は、保険者からの連絡により職権で医療受給者証を発行するため、受給者からの問い合わせが多い。また、医療受給者証の継続申請と所得区分の変更の医療受給者証発行のピークが重なっており、医療受給者証が受給者へ同時期に届くことがあり、受給者、医療機関に混乱を生じさせている。

上記について、平成 28 年 12 月 27 日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について(最終的な対応方針)において、「保険者からの所得区分に係る回答や区分変更の連絡に時間を要している場合があるため、種々の機会を捉まえて関係部局と共に周知を図る。」とされたが、状況が改善されているとは言い難い。

また、「医療保険の所得区分を難病患者の特定医療に確実に適用させることを確保するための方法として、現時点において、医療受給者証に医療保険の所得区分を記載する以外の方法がない」とあるが、医療保険の所得区分を 100% 正確に医療受給者証に記載することは困難である。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請から医療受給者証発行までの期間の短縮(2~3ヶ月→1.5~2.5ヶ月)。

医療受給者証に記載する所得区分の誤りや、医療受給者証を同時期に複数発行すること等による医療機関、受給者の混乱の解消が期待できる。

保険者への照会事務の廃止や、医療受給者証発行に要する期間の短縮により、医療費償還払い請求の減少



が見込まれるなど、事務負担の大幅な軽減に繋がる。

## 根拠法令等

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項、健康保険法施行令第41条、健康保険法施行規則第98条の2、特定医療費の支給認定の実務上の取扱いについて(平成26年12月22日付け健疾発1222第1号厚生労働省健康局疾病対策課長通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、高崎市、千葉市、川崎市、新潟市、富山県、福井市、長野県、名古屋市、豊橋市、京都市、島根県、広島市、熊本市、大分県、宮崎県、沖縄県

○新規申請や更新申請時のほか、加入医療保険の変更に伴う申請のたびに所得区分の確認が必要であり、受給者証発行までの期間の長期化や事務負担の増大につながっている。情報連携により、申請時の課税証明書の提出は原則不要としているが、社会保険及び国保組合に加入する患者には、所得区分の照会のために課税証明書の提出を求めている。

○保険者からの連絡漏れ等による適用区分相違による医療機関等からの照会や、年度切替時に保険者へ再照会しない限り非課税者の適用区分が変更になる等、適用区分記載における業務負担が大きい。

○一定期間経過しても回答のない保険者に対し確認を行っているため、業務の増につながっている。区分の変更について、保険者側で適切に処理されていないと思われるケースがある。

○所得区分の記載の廃止は強く求めるところである。なお、医療機関窓口において、所得区分の把握を可能とする枠組みを構築することが困難なのであれば、例えば一律「一般所得」で処理可能とする等の制度改正を求める。

○保険者による所得区分の記載ミスや区分変更の連絡もれの可能性を排除できないため、受給者証の変更の審査は慎重に行う必要があり、複数職員によるチェック体制を構築せざるを得ない状況となっている。

また、連絡もれについては、対応状況が保険者ごとにばらつきがあり(保険者への周知が徹底されていないと思われる)、対策に苦慮している。これに対する方策として、当県では、毎年の受給者証の更新に併せて、連絡もれの恐れがある168保険者(協会健保、後期高齢等除く)に対して連絡票を送付し、台帳への反映を行っている。この独自対応により医療機関での混乱は一定程度抑制されていると認識しているが、事務負担は増加している。なお、依然として適用区分の反映が遅れる事例は発生しており、更新時期においては数10件規模で受給者証の差し替え対応を行っているが、これは受給者に混乱を来すものではないかと懸念される。

○受給者証に記載するという特性から、適用区分が遡及的に変更となった場合において、自己負担上限額の変更等の理由により、受給者証に正確な適用区分を反映できない(又は反映に苦慮する)ケースが発生しており、受給者証に別制度の区分(適用区分)を記載する限り根本的に発生しうるものであり、事務側の努力や工夫で防ぐにも限界がある。

○所得区分が不明な場合、空欄のまま県から受給者証が発行されており、そのことについての医療機関等からの問い合わせが一定生じており、対応に苦慮している。

## 各府省からの第1次回答

都道府県等において指定難病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は、「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り、医療機関の窓口や都道府県等における当該区分の確認を可能とするため、他の制度に先んじて実施することとしているものであり、当該事務の廃止は適切ではないと考えている。

医療機関の窓口や都道府県等が当該区分を確認する方法については、昨今の医療分野における情報管理の電子化の状況等を踏まえ、効率化に向けてどのような対応が可能か、関係法令との整合性や技術的・予算的な実現可能性、各事務の実施主体における事務の効率性等の観点から、関係省庁で連携して検討していく。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本県の提案は、指定医療機関の窓口で所得区分を確認できる新たな枠組みを構築した上で、指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止を求めるものであり、公費負担医療制度の基本的考え方の変更までを求めるものではない。

医療受給者証に所得区分を記載する以外の方法で所得区分の確認を可能とすることで、医療受給者証への所得区分の記載が不要となり発行に要する期間が短縮されるため、受給者の手元に医療受給者証が早く届くとともに、都道府県等の事務負担を大きく軽減することができる考える。

加えて、所得区分の記載事務を廃止することによって、申請を行ってから受給者の手元に医療受給者証が届く時期を早められるため、償還払いに関し、その件数を抑えることができ、受給者の一時的な経済的負担の軽減や都道府県等の事務負担軽減が図られる。

よって、医療受給者証への所得区分の記載事務の廃止について、引き続き、御検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【群馬県】

本提案については、平成27年度にも同様の内容の提案がなされており、関係府省から示された「最終的な対応方針」もほぼ同じ趣旨のものであった。3年以上経った現在、保険者との連絡に時間を要している実態は全く改善されていない。所得区分の記載を廃止しないのであれば、効率的な所得区分の確認方法を確立するよう、迅速な検討を願いたい。

##### 【広島市】

保険者照会に係る事務は、受給者証発行までの期間の長期化や、償還払いの増加を招いており、受給者にとって不利益が大きい。当該事務を廃止できないのであれば、効率化のための対応方法を早急に検討していただきたい。

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載は、自治体の負担が膨大であるため、廃止すべきである。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

令和3年3月から導入予定のオンライン資格確認等システムにより、医療機関が受給者の高額療養費の所得区分を確認することが可能となる。医療受給者証の発行に要する時間の短縮による受給者の負担軽減の観点からも、同システムの活用を前提に、当該所得区分の記載の廃止について、具体的なスケジュールを含めて検討いただきたい。

また、所得区分に関する情報は個人のプライバシーに関する情報であり、慎重に取り扱うことが必要であるという観点からも、当該所得区分の記載は廃止すべきである。なお、都道府県等は当該所得区分を必要が生じたときに保険者に照会する仕組みとすれば、記載の廃止は可能ではないか。

医療機関への同システムの導入状況を考慮する必要がある場合は、導入を実施した医療機関を対象とするなど暫定的な取扱いを検討いただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

1次回答にもあるとおり、都道府県等において難病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り実施しており、これにより医療機関の窓口等で当該区分を確認できるようになっている。

上記の方法ではなく、限度額適用認定証を用いて当該区分の確認を行うためには、被保険者（受給者）が保険者に対し申請を行った上で交付を受ける必要があり、難病患者である受給者にとって過重な手続負担が生じてしまうため、当該証を活用して所得区分を確認することは困難であるとする。

一方、令和3年3月開始予定のオンライン資格確認システムを導入した医療機関においては、受給者証への記載や限度額適用認定証がなくても、医療機関の窓口において当該区分の確認が可能となる予定である。

これに伴い、受給者証から当該区分の記載を廃止できるという御意見もあるが、現状では当該システムの運用が開始されていないことや、令和3年3月にすべての医療機関において当該システムが導入されるわけではないため、当該区分の記載の廃止については、当該システムの導入状況等を踏まえ、今後検討してまいりたい。

なお、所得区分の記載の廃止についてはオンライン資格確認システムの導入状況等を踏まえ検討していく必要があり、引き続き受給者証への所得区分の記載を必要とするため、都道府県等に事務負担の軽減を図るとともに、保険者からの変更連絡が遅滞することによる課題の解消を図ることを目的に、マイナンバー情報連携による事務の簡素化について、その技術的・財政的な課題を踏まえつつ、関係省庁及び保険者と調整の上、検討することとする。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(12)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)

指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府、財務省、文部科学省及び厚生労働省)

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

48

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

## 提案事項(事項名)

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書きによる調査義務の一時免除を受けた土地に係る土地の形質の変更の届出に関する事務手続きの見直し

## 提案団体

愛知県、埼玉県

## 制度の所管・関係府省

総務省、環境省

## 求める措置の具体的内容

法第3条第7項に基づく土地の形質の変更の届出に併せて、土壤汚染状況調査の結果を報告できるものとし、報告した場合には、県から調査の実施及び結果の報告の命令を受けることを免れることができるものとする(土壤汚染対策法第4条第3項ただし書きと同様とする)。

また、上記の内容の実現が困難とされる場合は、届出から調査結果提出までの手続を迅速化する手法を明示し、周知する。

## 具体的な支障事例

現在の手続きにおいては、届出が提出された場合、必ず命令を発出することになっている。また、命令は行政処分であるため、行政手続法の手順を踏まえる必要がある。そのため、具体的な事務の流れは、「届出提出(土地所有者等)」→「弁明の機会の付与(県)」→「回答(土地所有者等)」→「土壤汚染状況調査の実施及び結果の報告の命令(県)」→「土壤汚染状況調査結果提出(土地所有者等)」となる。

土地所有者等が、届出時点において土壤汚染状況調査を実施していることも多く、調査命令の発出までの流れが、事務手続きの無駄になっているだけでなく、事業者の早期の工事着工を妨げる要因となっている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

土地所有者の手続きの簡易化及び行政事務の効率化

## 根拠法令等

土壤汚染対策法第3条第7項、第3条第8項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、福島県、郡山市、茨城県、前橋市、川越市、千葉市、八王子市、神奈川県、横浜市、川崎市、静岡県、豊橋市、豊田市、三重県、京都市、大阪府、大阪市、茨木市、岡山県、徳島県、久留米市、大分県、沖縄県

○土地所有者等が予め調査を実施している場合などでも不利益処分にあたる調査命令が必要となる。このため、弁明の機会の付与などの事務手続きが増えることや、工事着手への妨げなどが生じている。

○本市においても、土地所有者が法第3条第7項の届出時点において、土壤汚染状況調査を実施している事例があり、調査命令を受けることなく、調査結果の報告をしたい旨の苦情・相談が寄せられている。

○①行政事務に時間がかかるため、土地の形質の変更の着手の遅れに繋がっている(平成31年度 土壤汚

染対策法第3条第7項に基づく届出件数:4件)。②事務手続きの効率化が図られる。

## 各府省からの第1次回答

(法第3条第7項に基づく土地の形質の変更の届出に併せて、土壤汚染状況調査の結果を報告できるものとし、報告した場合には、県から調査の実施及び結果の報告の命令を受けることを免れることができるものとする規定を置くことについて)

土壤汚染対策法(以下「法」という。)第3条第1項に該当する土地は、有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地であり、有害物質による汚染の蓋然性が高いことから、土地所有者等に必ず調査・報告してもらう必要があります。

法第3条第1項ただし書に基づき調査義務の一時的免除を受けた土地において土地の形質の変更を行う場合についても、その土地が有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地である以上、必ず調査・報告してもらう必要があります。

そのため、法第3条第7項の届出があった際に、都道府県知事は、土地の所有者等に対して必ず調査・報告の命令をしなければならないことと規定したものです。

一方、法第4条においては、土地の形質の変更の届出を受けて、都道府県知事が、当該土地が汚染されているおそれがあると判断した場合にはじめて、調査・報告を命ずることと規定しています。すなわち、法第4条は、法第3条の場合と異なり、必ず調査・報告を求める性質のものではありません。

このため、法第4条の届出をした場合、事業者にとっては調査・報告を命じられるかどうかについての予見可能性がなく、事業の行程に支障が生じる場合があります。

そこで、平成29年の法改正で、都道府県知事の判断を待たずして、土地の形質の変更の届出に併せて、指定調査機関による調査の結果を添付することができる規定(法第4条第2項)を置いたものです。

このように、法第3条の調査と法第4条の調査は考え方が異なることから、法第3条第7項・第8項には、法第4条第2項のような届出に併せて調査結果の報告を可能とする規定を置くことはできません。

ただし、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について(平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号)※」において「同条(※法第3条)第8項の命令に対して、土地の形質の変更を計画的に実施する観点等から当該命令が行われる前に指定調査機関に同条第1項の環境省令で定める方法により調査をさせた結果が提出された場合であって、当該調査以後に新たな汚染のおそれがないときは、当該調査の結果を当該命令に基づく調査の報告に利用することができるものとする。」としているとおり、法第3条第8項の命令自体は省略できないものの、命令に先立ち行われた調査の結果を当該命令に対する報告として利用して差し支えないこととしております。

※[http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009/no\\_1903015.pdf](http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009/no_1903015.pdf)

(法第3条第8項の命令の発出に当たり必要な行政手続法上の手続について)

○法第3条第8項の命令は、土地の所有者等に対し調査・報告を命ずるものであり、これは法的義務を課す行為であることから、行政手続法(以下「行手法」という。)第2条第4号に規定する不利益処分に該当します。

○行手法第13条第1項では、行政庁が不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執らなければならないと定められています。

○一方、法第3条第8項の命令については、土地の形質の変更の届出があった場合に、裁量の余地なく発動が都道府県知事に義務付けられており、いかなる弁明があろうとも、届出があったことをもって命令を発せざるを得ないことから、弁明等の事前手続を経る実益は全くないものとなっています。

○そこで、改めて、当該命令について行手法の適用対象となる処分であるかどうかを検討したところ、当該命令は、行手法第2章から第4章の2までの規定が適用除外となる、同法第3条第1項第14号に規定する「報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分」に該当するものと判断しました。

○そのため、法第3条第8項の命令の発出に当たり、行手法第13条第1項第2号の弁明手続を経る必要はありません。

(今後の運用について)

○以上を踏まえ、法第3条第7項の届出に併せて調査結果の報告を行ったり、同条第8項の命令を省略したりすることはできませんが、都道府県は法第3条第7項の届出を受けた直後に同条第8項の命令発出のための手続(決裁等)に着手し、当該命令を受けた者は当該命令の直後に調査結果の報告を行う形で運用することが可能となり、一連の手続に要する期間を短縮することが可能です。なお、この点別途都道府県に通知することとします。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

法第3条第1項ただし書に基づき調査義務の一時的免除を受けた土地において土地の形質の変更を行う場合に、その土地が有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地である以上、環境省の回答のとおり、調査・報告は必要と考えるが、土地所有者等への調査・報告の義務付けのために都道府県知事が必ず命令をしなければならないとされる規定の必要性について、検討をいただきたい。

なお、この場合の調査は、法第3条第8項の命令が発出される前に実施することが認められていることから、ほとんどの案件で土地所有者等が法第3条第7項の届出前に調査に着手しているのが実態であり、届出に併せて、調査結果の報告を可能としても支障はないと考える。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【三重県】

法第3条第1項及び法第3条第7項といった必ず調査・報告が必要なものと異なり、法第4条の場合は、事業者に予見可能性がないといったことから指定調査機関の調査の結果を添付することができるといった規定を設けた貴省の考えには異論はありません。

しかし、法第3条第7項の届出に際して、同条第1項と同様の調査結果を併せて提出された場合は、改めて同条第8項による調査命令の必要性はなくなるため、その場合、法第3条第8項に「ただし、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に第1項の環境省令で定める方法により調査させて、その調査の結果を報告した場合は、この限りでない」等と規定することで、調査命令の省略について対応が可能と考えます。

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、関係府省からの見解（一次回答）に関し、事業者に対しても周知徹底を求めるとする意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

第一次回答のとおり、法第3条第7項・第8項には、法第4条第2項のような届出に併せて調査結果の報告を可能とする規定を置くことは、予見可能性の有無の観点から、法制的に困難です。

また、自ら申請して法第3条第1項ただし書の確認（調査義務の一時的免除）を受けたにもかかわらず、当該者が土地の形質の変更の必要が生じた途端、進んで調査結果の提出をできるとすることには、理がなく、法第3条第1項ただし書の確認（調査義務の一時的免除）を受けている以上、改めて土地所有者に調査義務をかける必要があるため、当該確認の取り消し（同条第6項）や調査・報告命令（同条第8項）といった行政行為が必要と考えられます。

このように、法第3条第7項・第8項には、法第4条第2項のような届出に併せて調査結果の報告を可能とする規定を置くことはできません。

この点、事業者は土地の形質の変更を行う場合必ず調査命令を受けることにつき予見可能性があることから、そのような規定がなくとも、計画的に法第3条第7項の届出や土壌汚染状況調査を実施することにより、円滑な事業実施が可能であると考えます。

なお、法第3条第8項の命令の発出に当たり、行手法第13条第1項第2号の弁明手続を経る必要がないこと等については、第一次回答のとおり都道府県に通知するとともに、事業者への周知についても、可能な限り対応いたします。

#### 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

##### 5【総務省】

###### (10) 土壌汚染対策法（平14法53）

使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等に対する土壌汚染状況の調査・報告の命令については、都道府県知事等が土壌汚染状況の調査・報告を一時的に免除した土地の形質の変更の届出を受理したときの命令（3条8項）を行う場合には、行政手続法（平5法88）第2章から第4章の2までの規定が適用されないことを明確化し、都道府県等に周知する。

[措置済み（令和2年11月25日付け環境省水・大気環境局土壌環境課長通知）]

（関係府省：環境省）

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

51

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイキーID設定支援計画に係る実施実績報告における「調査・照会(一斉調査)システム」の活用

提案団体

秋田県、男鹿市、大仙市、仙北市、小坂町、井川町、大潟村

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

毎月、都道府県が市町村分をとりまとめて報告している、マイキーID設定支援計画に係る実施実績について、「調査・照会(一斉調査)システム」を利用して、市町村が総務省に直接報告すること。  
また、報告結果について、都道府県別に集計したものを当該システム上で閲覧できるようにすること。

具体的な支障事例

「マイキーID設定支援計画」については、各市町村が策定の上、設定支援に取り組み、各都道府県において、その実績報告を毎月とりまとめて電子データにより総務省に報告することとなっている。  
各市町村の提出様式及び都道府県用のとりまとめ様式はエクセルファイルであるが、県では、市町村から提出されたエクセルファイルに含まれる都道府県集計用シート(7シート)から実績報告分の3シートを正しく抽出し、都道府県用のとりまとめ様式に転記して集計・作成する作業を全市町村(25市町村)分行っており、事務負担が大きくなっている。  
また、とりまとめ結果については、総務省からは、「マイキーID設定者数」として、個人での設定件数を含めた全国の積み上げデータのみ提供されているが、個人で設定した件数を含めた各団体ごとの集計結果をシステム上で閲覧可能となれば、設定支援の取組にあたり非常に有用な情報となる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県の事務負担が軽減される。また、都道府県別のデータが提供されることにより、マイキーID設定支援に係る取組にあたり参考とすることができる。

根拠法令等

令和元年9月27日付け行情第54号総務省自治行政局マイナポイント施策推進室長通知

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、花巻市、福島県、須賀川市、茨城県、相模原市、長野県、京都市、兵庫県、鳥取県、愛媛県、うきは市、宮崎県、沖縄県

○マイナポイントの実施が目前となっている現在、市民も関心を持っており、同時に市議会等からも注目されているものである。  
しかし、マイナポイント予約であるマイキーID登録者数について、市町村別の統計は発表されておらず、今後の事業計画等を作成するにあたり、苦慮しているところである。

とりまとめ結果については、総務省からは、「マイキーID設定者数」として、個人での設定件数を含めた全国の積み上げデータのみ提供されているが、個人で設定した件数を含めた各団体の集計結果をシステム上で閲覧可能となれば、設定支援の取組にあたり非常に有用な情報となる。

○マイキーID 設定支援計画は、毎月 Excel ファイルを送付して回答する形となっているが、毎月の数値の積み上げには不要なシートも含まれており、また別途の「マイナンバーカード交付円滑化計画」の数値とも整合を図る必要があるため、マイナンバーカード交付円滑化計画も含めて「調査・照会（一斉調査）システム」を活用することで、調査回答する市町村・取りまとめを行う都道府県の双方の負担軽減を図っていただきたい。

○当県においても、県内の全市町村分の転記作業を行っており、事務負担が大きい。

また、市町村によっては、様式を変更して送付する場合があります、転記作業に支障となっている。

調査・照会（一斉調査）システムにより報告する方法となれば、未報告団体へ催促を行う事務を減らすことが期待できる。

#### 各府省からの第1次回答

○市区町村からの直接の提出について

市区町村での本計画内容の促進を図る上で、都道府県で実施していただいている助言、促進等の支援は重要なものと考えており、引き続き、計画のとりまとめと併せた支援の御協力をいただきたいと考えている。

また、本計画内容の実施に要する経費については、マイナポイント事業費補助金で措置しているところであるが、当該補助金に係る市町村分の取りまとめ、審査、会計業務等は都道府県に事務委任しているところである。それぞれの内容は関連性が深く、本計画でも同様に、都道府県に取りまとめ等を実施いただくことが、それぞれの正確性の担保、確認作業の効率性につながると考えている。

○市町村別のマイキーID 設定者数について

システム上、マイキーID 設定者に関する住所情報は保有していないため、当該情報の提供は不可能である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○市区町村からの直接の提出について

・マイナポイント事業費補助金に係る事務委任との関連性が深いとの回答を得ているが、マイナポイント事業費補助金の交付申請書には、様式上、マイキーID 設定支援計画に関する事項を記載する必要は無いことに加え、事務手続き上も、マイキーID 設定支援計画を参考とする必要は現時点では生じていない。また、マイキーID 設定支援計画は県内全 25 市町村分をとりまとめる必要がある一方、令和2年度において、補助金を申請している市町村は8市1町であり、内容・数ともに関連性が深いとは言えないと考える。

・「調査・照会（一斉調査）システム」で県が各団体の回答確認ができるように設定した照会を発出していただければ、市町村への助言、促進等の支援は引き続き可能である。

・以上を踏まえ、「調査・照会（一斉調査）システム」を活用し、市町村から総務省へ直接報告してもらうことで、業務負担の軽減・業務の効率化に繋がるため、引き続き、取りまとめの方法を御検討いただきたい。

○市町村別のマイキーID 設定者数について

・マイキーID設定者数が情報提供不可であることは承知したが、今回提案しているのはマイキーID設定支援計画に係る市町村毎の実施実績の情報提供であり、この点については、引き続きご検討いただきたい。

・「調査・照会（一斉調査）システム」により実績の回答を行うと、各団体の回答結果を CSV ファイルで一括して出力が可能であることから、加工や集計は容易なものとする。

・「調査・照会（一斉調査）システム」を用いた回答結果を総務省が集計し、都道府県ごとの数値として公表することで、報告結果をシステム上で閲覧できるようにしていただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

ご指摘の回答方式については、「CSV ファイルで一括して出力が可能」というご見解を踏まえると、「調査・照会（一斉調査）システム」を活用した WEB フォームでの回答方式を想定していることと史料するが、これは、システ



ム上、アンケート調査のような一問一答型の回答フォーマットであり、本件調査にそれを適用すると、問数が多くなる、回答様式が非常に煩雑となる等の運用面の懸念のほか、市区町村において過去からの推移や計画値とずれのチェック等が行えなくなるため、本報告による施策への効果が削減される懸念がある。

一般に、本件調査については、都道府県で各市区町村の実情等を踏まえて、市区町村から報告された実績値とマイキーID設定支援計画との齟齬の指摘、原回答の誤入力のチェック、個別の市区町村に対する回答の督促等を行っていただいていると承知しており、これらの作業は、回答の精度を上げるために極めて重要なものと考えられる。都道府県によるこれらの作業が引き続き行われ、回答の精度が担保されることを前提に、都道府県における転記等の作業の軽減等について、本件調査に係る国・都道府県・市区町村全体の事務負担のバランスを勘案しながら、検討して参りたい。

現行の方法でもご指摘の「マイキーID設定支援計画に係る市町村毎の実施実績の情報提供」については可能であることから、かかる情報提供は行う予定。

## 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

### 5【総務省】

#### (17)マイキーID 設定支援計画

マイキーID 設定支援計画の実施実績報告については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、市町村（特別区を含む。）の実施実績についての都道府県の取りまとめに係る運用の改善を行うとともに、全国での実施実績について地方公共団体に情報提供する。

[措置済み(令和2年9月29日付け総務省自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡等)]

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

52

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

「都道府県別登録調査員研修」における研修対象者への周知・募集等の事務を研修受託事業者に委託すること

提案団体

秋田県、新潟県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

統計調査員確保対策事業のうち、総務大臣が実施する事業である「都道府県別登録調査員研修」について、都道府県が事務連絡による依頼に基づき行っている、研修対象者への周知・募集及び出席者への旅費支給等の事務を、都道府県ではなく、総務省が研修業務を委託する事業者に行わせていただきたい。

具体的な支障事例

「都道府県別登録調査員研修」は、統計調査員確保対策事業実施要領(以下「要領」という。)において、「7 総務大臣が実施する事業」に定められた事業であり、国が実施する統計調査の統計調査員となる意思を有する者として登録された、登録調査員を対象に行う研修で、総務省が、直接、事業者と委託契約を締結して実施している。

本来、都道府県の事務ではないが、事務連絡による依頼に基づき、研修対象者への周知・募集や、出席者への旅費支給等の事務を行っている。

県内の対象者約 1,300 名への開催通知の発送や、参加者約 100 名に係る名簿の作成、事前に提出されるワークシートのデータ化、旅費支給対象者への支給手続き等、事務量が膨大で、統計専任職員の削減が進む中、事務負担が増している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

周知・募集や旅費支給等の事務を都道府県で行う必要がなくなるため、都道府県の事務負担軽減につながる。

根拠法令等

統計調査員確保対策事業実施要領(平成 17 年8月 15 日総務省政策統括官(統計基準担当)決定)、令和元年 5月 31 日付け総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官室普及指導担当事務連絡

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、富山県、愛知県、愛媛県、高知県、宮崎県、沖縄県

○旅費支給対象者(約 80 名)への支給手続きなど事務負担が大きい。

○当県においても、総務省からの事務連絡による依頼に基づき、市町を通じて研修対象者への周知・募集を行っている。県内を3つの地域に分け、持ち回り開催としており、参加人数についてはさほど多くはないが、参加者への連絡、名簿等資料の作成、旅費支給手続き等の事務は発生するため、負担が生じているのが実情である。研修受託事業者に事務を委託できれば、都道府県の負担が軽減される。

○当県でも、研修出席者(50～70名程度)に対する旅費支給手続きの事務を行っており、事務負担が生じている。このため、制度改正により研修受託事業者に当該事務を委託することで都道府県の事務負担が軽減される。

○当県においては研修対象者への周知・募集は市町村に依頼しているものの、旅費支給等の事務は多大な負担となっており、特に研修当日は旅費請求書や振込口座登録票の確認等で多くの人員を割く必要があるため、委託業者に行わせていただくと大きく事務負担の軽減につながる。

#### 各府省からの第1次回答

都道府県別登録調査員研修は、登録調査員が研修に参加できる機会を設けてほしいといった都道府県からの要望等を踏まえ、平成23年度から毎年度実施しているものである。

同研修は全都道府県で開催(令和元年度実績:全国約120か所で開催。受講者数は約4,400人)されるため、実施業務を請負業者(研修受託事業者)に委託して実施しており、平成23年度の開始時から、請負業者が研修の実施・運営に係る業務全般を行う一方、研修対象者への周知・募集や出席者名簿の作成・旅費支給等の業務については、都道府県の協力を得て実施している。このため、毎年、複数回の研修を実施し、研修対象者数や受講者数の多い都道府県においては、当該業務に相当の事務負担が生じているものと思われる。

その一方、当該業務を請負業者に委託するためには、研修対象となる全ての登録調査員の住所・氏名及び全ての研修出席者の預金口座等の個人情報、都道府県から請負業者に提供すること(以下「本取扱い」という。)が必要となる。請負業者への個人情報の提供については、登録調査員の強い忌避・拒否等が想定されるところ、本取扱いを理由として、登録調査員数及び研修受講希望者数の減少を招くのではないかと懸念がある。

また、本研修事業の受託実績のある事業者を確認したところ、本取扱いを契約の要件とした場合、情報漏えい等に対するリスク管理や事務・作業対応能力等の観点から契約が困難との見解が示されており、本研修のように全国で開催する大規模研修に対応出来る事業者も限られている中、本取扱いを契約の要件とすることは、本研修事業の実施自体を困難とする可能性が大きいと考える。

以上のことから、本研修事業の実施に当たっては、引き続き都道府県の協力が必要不可欠である中、研修対象である登録調査員の意向とともに、研修受託事業者の対応能力等にも十分に考慮する必要がある点について御理解を賜りたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当該研修は本来総務省が行うべきもので、担当者間の事務連絡のみを根拠に都道府県職員に旅費支給等の業務に従事させることは不適切と考える。都道府県に当該業務を委託するのであれば、委託申入れ書に当該業務を委託する旨を明記する等して、都道府県の業務であることを明確化するべきである。

また、当該業務に従事するため時間外勤務を余儀なくされる場合もあることから、仮に、統計専任職員配置費により手当てされているのであれば、都道府県の実情に応じて賃金や委託費に流用できるようにする等、用途を柔軟化していただきたい。

関係府省からの1次回答では、都道府県の協力を必要とする理由の一つに、委託事業者に個人情報を提供することについて登録調査員の強い忌避・拒否等が想定され、登録調査員数の減少等が懸念されることをあげているが、個人情報の取扱いについては契約により委託事業者に目的外の使用を禁ずるのが一般的であり、また、同意があった場合のみ都道府県から必要最低限の情報を提供することにすれば、拒否感を招くことはないと考えられる。強い忌避・拒否等が示された事例やそのように懸念されるとする客観的な論拠があればご教示いただきたい。

もう一つの理由に、当該研修を受託できる事業者に限られる中、さらに「本取扱いを契約の要件」とすると当該研修の実施が困難になることをあげているが、これは、受託実績がある事業者に聞き取り調査をした結果にすぎず、他に受託できる事業者がないとする客観的な論拠をお示しいただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【高知県】

左記回答において示された、登録調査員数及び研修受講希望者数の減少を招くという懸念や、本取扱いを契約の要件とした場合の事業者との契約が困難といった点などについて、検証をいただきたい。

#### 地方六団体からの意見

—

## 各府省からの第2次回答

(都道府県業務であることの明確化について)

総務大臣が実施する登録調査員を対象とする研修は、都道府県知事が総務大臣の委託を受けて行う事業として定めていることから一体的に実施されているものである。しかしながら、本研修に当たって総務省から委託している事業者と都道府県における業務分担が明確化されていないとの指摘を踏まえ、これらについて整理し当該事業者及び都道府県に対し周知を図ることとしたい。

(使途の柔軟化について)

「統計調査事務地方公共団体委託費」は国が都道府県知事に委託する統計調査の実施に必要な統計専任職員の整備維持を、「統計調査員確保対策事業委託費」はあらかじめ統計調査員となる意思を有する者(登録調査員)を登録し、統計調査員の確保とともにその資質の向上をそれぞれ目的として交付するものである。このように双方の委託費の目的は異なるため、使途の柔軟化は困難であると考え。

(都道府県からの必要最低限の個人情報提供による研修実施等について)

研修対象者への周知・募集等に必要な氏名・住所・電話番号に係る情報は高いプライバシー性を有することから、第三者への提供は慎重になるものと考えられる。このため、研修対象者がこれらの情報提供を可能とする者に限られると研修の実効性や効果等に大きな支障をきたすものとする。一方、情報提供に同意しない者については従来どおり都道府県で対応することになると当該業務全体の効率的実施面から支障が生じる可能性があるものとする。

(提案意見を踏まえた研修受託事業者における対応可能性について)

本研修受託事業者は競争入札によって決定している。本研修の実効性や効果等の確保の観点から、全都道府県での開催対応に加え、オンライン調査に対応した操作実習等に係るノウハウ等を有するなど、高いレベルの対応能力を求めており、例年、入札事業者は2社程度である。今回、令和元年度の入札2事業者に対しヒアリングを行ったところ、従来の研修業務に加えて提案内容に係る業務に対応することは体制面・予算面からも困難であるとの見解が示された。

なお、令和3年度以降の研修実施に当たっては、今回の提案の趣旨も踏まえ、事務負担の軽減を図る観点から、都道府県に対し、必要に応じて研修の実施回数や規模の見直し等を検討することについて周知することとしたい。

## 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

### 5【総務省】

#### (15)統計調査員確保対策事業

統計調査員確保対策事業のうち、都道府県別登録調査員研修については、都道府県と総務省の委託を受けた事業者との業務分担を明確化するとともに、都道府県の事務負担の軽減に資するよう、研修の実施回数、開催規模等について都道府県の柔軟な取扱いが可能であることを、都道府県に令和2年度中に通知する。

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

62

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

国民健康保険資格の職権喪失処理に係るマイナンバー情報連携の利用事務の拡大

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民健康保険資格の職権喪失処理効率化のため、資格喪失に係る届出の有無に関わらず、国保と社保で二重資格の可能性がある者について、情報提供ネットワークシステムを利用し、情報照会を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

## 【支障事例】

国民健康保険の資格喪失に関する事項は、国民健康保険法第9条により、世帯主が市町村に申し出なければならないが、職場の健康保険に加入しても国保資格喪失未届の対象者が一定数存在する。

資格喪失処理は、平成23年12月16日付保国発1216第1号厚労省保健局国民健康保険課長通知により、年金被保険者情報を活用した職権による資格喪失処理が認められている。

現状、当市では事業所へ文書照会をし回答結果に基づき職権による資格喪失処理を行っているが、事務処理に多大な時間を費やしているだけでなく、文書照会に非協力的な事業所もあるため、必ずしも職権喪失につながっていない。

事業所へ文書照会を行っている理由は扶養者の有無の確認(扶養者がいる場合は被保険者と合わせて資格喪失処理を行うため)と新保険の種類の確認(国民健康保険法第8条各号により国民健康保険組合とその他の健康保険では国民健康保険被保険者の資格喪失日が異なるため)をするためである。

## 【当市の職権による資格喪失処理手順】

- ① 日本年金機構から提供される年金1・3号喪失一覧表より、国民健康保険の資格喪失未届であると見込まれる者を抽出し、届出勧奨文書を送付する
- ② ねんきんネットで未届の対象者の事業所名を調べる
- ③ 自庁システム、インターネット等で事業所の住所と電話番号を調べる
- ④ 事業所への連絡し、対象者の在籍確認と照会文書の送付の了承を得る
- ⑤ 照会文書の作成。事業所へ文書送付
- ⑥ 事業所から回答書受理
- ⑦ 対象者の国保資格職権喪失

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

## 【期待される効果】

事業所への文書照会をマイナンバー情報連携で代用することで、文書照会に係る事務時間の大幅な削減につながるうえ、職権喪失の割合が向上し、資格の適正化が図られる。

削減が見込まれる事務時間数(具体的な支障事例【当市の職権による資格喪失処理手順】②～⑥):3日(24時間)×12月=288時間/年

文書照会に係る郵便料金の削減  
削減が見込まれる郵便料金：1件あたりの郵便料金：84円  
ひと月の平均照会事業所数：20  
 $84円 \times 2(往復分) \times 20件 / 月 \times 12か月 = 40,320円 / 年$   
【その他事業所の期待される効果】  
文書照会に係る事務時間の削減  
削減が見込まれる事務時間数：  
 $1時間 \times 20(事業所数) \times 12か月 = 240時間 / 年$

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める令第25条、国民健康保険法第6条、第8条、第9条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、須賀川市、ひたちなか市、川崎市、上田市、佐久市、浜松市、三島市、豊橋市、春日井市、小牧市、京都市、神戸市、加古川市、高松市、宇和島市、新居浜市、彦根市、熊本市

○当市においても、国民健康保険の資格喪失手続が未了であるために、他の健康保険と二重加入になっている被保険者の状況を解消すべく、年に複数回「資格喪失届出勤奨励通知」を発送するなど、事務の煩雑化が課題となっているもの。

○届出勤奨励事務や事業所への照会等に多くの時間と費用を費やしている状況である。

○国保脱退の未手続者に対し手続き奨励を行っているが、応答がない場合が多く、扶養者がいる場合などには対応に苦慮している。

○当市においても、資格喪失届がなされていない被保険者が一定数いる。提案市同様に、年金データを活用した届出勤奨励を行っているが、保険料に未納がある世帯の場合、届け出がなされず放置される傾向にある。また、年金機構から提供されているデータは、紙媒体であり、かつ事業者や加入している保険者の情報は無いため、職権で処理するためには事業所への照会など、多くの事務量がかかっている。さらには、短期間に被用者保険と国保を行き来している場合等は正確な資格情報の把握は困難であり、資格職権処理の大きな支障となっている。

○当市においても、社会保険に加入した場合に職場から新しい保険証が交付されていない等の理由で、被保険者による国保脱退の届出が遅れたり、単に被保険者が届出を忘れて資格を遡及して喪失したりするケースが多々あり、それに係る保険料の精算や保険給付の不当利得返還請求事務が発生している。

○当市においても、被保険者が国民健康保険の脱退未手続きによる他の健康保険との二重加入は課題となっている。

○国民健康保険の資格喪失に関する事項は、国民健康保険法第9条により、世帯主が市町村に申し出なければならないが、職場の健康保険に加入しても国保資格喪失未届の対象者が一定数存在する。資格喪失処理は職権処理が認められており、喪失状況把握のため保険者・事業所等へ文書照会をし、回答結果に基づき職権による資格喪失処理を行っている。しかし、事務処理に多大な時間を費やしているだけでなく、文書照会に非協力的な保険者・事業所等もあるため、必ずしも職権喪失につながっていない。

## 各府省からの第1次回答

### 【内閣府・総務省】

厚生労働省における検討を踏まえ、必要な対応を検討する。

### 【厚生労働省】

医療機関等において療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認については、マイナンバーカード等によるオンライン資格確認を導入し、令和3年3月から本格運用を開始することとしている。

これに併せて、医療保険者向け中間サーバーに登録されている資格情報について、保険者間で資格が重複していないかを定期的にチェックし、通知を受けた保険者において資格重複状況一覧を出力することができる機能の実装を予定しており、これにより、各保険者において資格重複状況をより効率的かつ網羅的に把握し、資格管

理をより適切に実施することが可能となる。

なお、マイナンバー制度における情報連携の対象範囲については、関係各省と課題を整理し検討を進める。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

##### 【オンライン資格確認の活用】

保険者に提供される資格重複状況一覧の活用にあたって、次のことを検討していただきたい。

(1) 資格重複状況一覧ファイルについて、職権による資格喪失に活用できることを定める。

(2) 職権による資格喪失の事務手順(資格喪失届出勧奨を経ての職権による資格喪失処理)を保険者に対し早急に周知する。

##### ① 国民健康保険資格喪失届出勧奨業務

資格重複状況一覧ファイルについては、日本年金機構から国民健康保険担当部局に提供されている「第1号・第3号被保険者資格喪失・喪失訂正者一覧表」の代わりとすることができ、被保険者に資格喪失届出勧奨を行うことを可能とする。

##### ② 職権による資格喪失処理

①の勧奨によっても資格喪失届の提出がない場合については、資格重複状況一覧ファイル情報から職権による資格喪失手続きを可能とする。

(3) 将来的には資格重複状況一覧ファイルの情報を利用し、資格喪失届出の勧奨なしに、直ちに職権による資格喪失処理を可能とする。

##### 【マイナンバー制度における情報連携の活用】

オンライン資格確認の活用について時間を要する場合や実現が困難な場合は、すでに稼働しているマイナンバー制度における情報連携について、活用を検討していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【神戸市】

資格重複状況一覧に、被保険者名・保険者番号・記号番号・資格得喪日を出力することを求める。

上記項目を出力することにより、二重加入解消も確実に実施でき、届出勧奨事務や事業所への照会等の事務が削減につながる。

上記項目が出力できず、情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会ができない場合、資格喪失届勧奨や事業所への照会の回答が必ずあるわけではない現状では、資格管理を適切に行うことが困難と考える。

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○オンライン資格確認等システムの導入に伴い資格重複チェックが令和3年3月から開始されるのであれば、事務の効率化等の観点から処理手続やシステム環境等の検討・整備を速やかに行うとともに、市町村側が滞りなく運用開始できるようその内容を早急に保険者に周知いただきたい。

○資格重複チェックの機能で市町村が資格重複状況を把握できるようになるのであれば、被保険者及び市町村の負担軽減の観点から、勧奨文書なしで職権による資格喪失が可能となるようにすべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

##### 【資格重複チェック機能について】

・市町村国保においては国保情報集約システムを活用するため、該当保険者に通知することなく、資格重複状況結果一覧を取得できるよう調整する。

・ファイルの形式はCSVとする。記載項目も各団体から提示いただいた内容を概ね満たしている。CSVについては項目名をヘッダーとして付すため、Excelで確認することで目視確認も容易である。PDFについては追加改修が必要なため、現時点で提供の予定はない。

・資格重複状況結果一覧の詳細については、令和2年4月30日に国保保険者標準事務処理システムサポートサイトにて国保情報集約システム 外部インタフェース仕様書―別冊―にて公開しているため確認されたい。

**【職権喪失について】**

・令和3年3月時点において資格重複状況結果一覧は事業所照会の代替手法とし、本人に届出の勧奨通知を送付する事については継続して求めるものと整理する。

職権喪失処理のプロセスや条件については整理の上、市町村にお示しする。

・オンライン資格確認稼働後において各医療保険者が登録する資格情報の状況を判断し、職権喪失に係る根拠となり得ると判断出来た場合、資格重複状況結果一覧を契機とする職権喪失についても、速やかに検討するものである。

・対象者への届け出の勧奨については、提案団体提出資料に記載いただいている通り、勧奨を行うことで半数の被保険者から届け出が提出していただけている。勧奨のない職権喪失は頻繁に国保と社保の異動を行う場合など、対象者が自覚すること無く、無保険状態を誘発しうることから、今後も勧奨は必要なものである。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

—



# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

88

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

既存の集計システムを活用した調査とりまとめ事務の効率化

提案団体

千葉県、秋田県、高知県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

都道府県が市町村分を取りまとめる必要のある調査に関しては、「地域の元気創造プラットフォーム調査・照会(一斉調査)システム」や「デジタルPMO」など既存の集計システムを活用すること。

具体的な支障事例

当課は総務省から市町村も対象とした調査・照会を受けるが、調査・照会はメールで送付され、エクセル等に内容を入力し回答する形となっている。

また、併せて市町村分の回答を取りまとめ、内容を確認した上で、一つのファイルにまとめ国等へ回答している。

仮に1調査で様式が6つあった場合、市町村分のファイルは320ファイルとなるが(54市町村×6様式)、メールを確認・フォルダーへ移行・内容確認・集計ファイルへのコピーなど、集計作業に係る一連の作業に1ファイル毎5分かかった場合、1つの回答を取りまとめるのに4日程度の作業量を要する。また、修正があった場合はさらに作業量が増え、職員に掛かる負担は非常に重く、さらに複数の調査が重なった場合は、職員の負担はより増すこととなる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

集計システムを活用できれば、メールの確認・ファイルへの移動・集計の作業がシステム上、一括で行えるため、時間の短縮が図られる。

また、調査に回答する自治体としてもより内容の確認のための時間を確保することが可能となり、回答の精度が上がる。

業務の効率化は残業時間の削減や他の業務の充実に資するため、県民サービスの向上につながる。

根拠法令等

自治体情報システム構造改革推進事業に関する調査  
自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査  
情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検  
「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」の調査情報照会予定件数等の調査

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

須賀川市、栃木県、文京区、京都市、兵庫県、鳥取県、岡山県、福岡県、宮崎市

○「地域の元気創造プラットフォーム調査・照会（一斉調査）システム」の活用することによって、市町村から都道府県への回答期限の延長などが見込めることから、効果があると考えます。

#### 各府省からの第1次回答

（自治体情報システム構造改革推進事業に関する調査、自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査）

ご提案いただいたご意見を踏まえ、「地域の元気創造プラットフォーム調査・照会（一斉調査）システム」を活用して本調査を行うことを検討してまいりたい。

（情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検）

情報提供ネットワークシステムに接続する全ての機関に対し、接続運用規程に基づき、安全管理措置の自己点検を課しており、都道府県には、自己点検票（1つのエクセルファイルで1シート）の報告とともに、審査者として、都道府県内の各市区町村の自己点検（同）の内容を確認・把握し、とりまとめて報告することを求めている。

報告は、既に本システムの「情報共有サイト」の申請ワークフロー機能を活用して行っており、その中で、都道府県において、市区町村の自己点検票を1つの ZIP ファイルにまとめて、総務省に報告することをお願いしているが、支障事例として記載されているような、1つの集計ファイルに各自己点検票の記載内容をコピーすることは求めていない。

しかしながら、都道府県に1つの ZIP ファイルにまとめる必要がないよう、「情報共有サイト」を改善できるよう検討したい。

なお、都道府県が審査を行う上で、御提案のうち「地域の元気創造プラットフォーム」は活用可能と考えるが、「情報共有サイト」のようにシステム上での差し戻し等ができないため、引き続き「情報共有サイト」を活用した方が効率的な面もあると考えている。

（防災等に資する Wi-Fi 環境の整備計画に係る調査）

都道府県による、管内市区町村の回答の取りまとめを必要としない。また、本調査で一斉調査システムを使用した場合、前年度回答を参照できないため、回答に係る事務負担は増大する。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

（情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検）

現在検討中とされている、情報提供 NWS における接続・変更申請の Web ベースでの環境構築が、本件においても有効に機能すると思われる。

（防災等に資する Wi-Fi 環境の整備計画に係る調査）

取りまとめが必要な調査である。管内市区町村は都道府県に回答することとされており、進捗管理も含め取りまとめを要求されている。また、前年度回答を管内市町村に個別に配布することを求められており、1団体ずつのメール送信も負担となっている。

本調査で一斉調査システムを使用した場合、確かに、最初は前年度回答をシステム上で参照できない。しかしながら、前年度の回答は各団体が保有しているはずであり、そうでない団体のみ個別対応すればよい。また、1度一斉調査システムを使用すれば、以後の調査ではシステムから前年度回答にアクセスできるようになるため、「前年度回答を参照できないため、回答に係る事務負担は増大する」という指摘は当たらない。さらに、貴省においても前年度回答の配布を省略でき、事務負担の軽減が見込まれる。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

（自治体情報システム構造改革推進事業に関する調査、自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査）

第1次回答のとおり、ご提案いただいたご意見を踏まえ、「地域の元気創造プラットフォーム調査・照会（一斉調査）システム」を活用して本調査を行うことを検討してまいりたい。

（防災等に資する Wi-Fi 環境の整備計画に係る調査）

地方局に対し、本調査は都道府県による取りまとめを要しないこと、また本調査に係る各種事務についても取りまとめ等を強制しないよう改めて周知した。

また、本調査は、各県、各市町村が多数の Wi-Fi 整備予定箇所（県ならば高等学校、県立博物館等、市町村ならば小中学校、公園等）について、整備済みか否か等を整備予定箇所ごとに回答することを求めるものであるため、調査対象の団体ごとに調査票を作成し、各団体が、各整備予定箇所について前年度の状況を踏まえて回答可能にすることで、事務負担の軽減を図っている。したがって、同一の項目について照会を行う一斉照会システムの利用は馴染まない。

（情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検）

ご指摘のとおり、現在、次期「情報共有サイト」の検討を行っており、都道府県が1つの ZIP ファイルにまとめる必要がないことにする等の改善を図ってまいりたい。

## 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

### 5【総務省】

（18）自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査

自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和3年度調査から調査・照会（一斉調査）システムを活用して調査を実施する。

（19）情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検

情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検の報告については、市町村（特別区を含む。）の点検結果についての都道府県の実施要領に係る事務負担の軽減を図るため、令和3年度の情報提供ネットワークシステムの更改に合わせて当該報告に係るシステムの機能改善を行う。

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

97

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

公務員獣医師の給与基準の見直し

提案団体

徳島県、大阪府、兵庫県、香川県、愛媛県、高知県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

公務員獣医師の給与改善に障壁となる基準の見直し。(医療職給料表(二)以外の給料表の適用可否について明らかにすること。)

具体的な支障事例

経済のグローバル化により、人やモノの交流が広域化する中、家畜伝染病の侵入リスクへの対応をはじめ、食品に対する安全性の確保に向けた取組や動物由来感染症への対応など、多様かつ専門的な知識に基づく公務員獣医師の役割や責務が増大している。

獣医関係大学の卒業生の進路は、犬、猫等の小動物臨床分野、また、都市圏、畜産地帯に偏在しており、公務員獣医師の希望者が少ない状況の中、特に「地方」においては、増大する重要な業務に必要となる公務員獣医師の確保が困難となっている。

自治庁次長通知(「地方公務員の給与制度等の改正について」昭和32年6月1日自乙公発第51号)により、適用する給料表の種類等が定められており、各自治体の状況を踏まえた給与制度を構築する上で障壁となっている。

・過去10年間の競争倍率 約1.3倍

※受験者87名中67名に内定

※67名中14名が内定後に採用辞退

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

獣医師としての「高度な専門技術と知識」により果たしている公務員獣医師の役割と社会的評価に見合った処遇の改善

根拠法令等

S32.6.1自乙公発第51号

各都道府県知事、都道府県人事委員会委員長あて自治庁次長通知(地方公務員の給与制度等の改正について)

第1 1(1)ハ及び2(5)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、千葉県、石井町、松山市、高知県、長崎市、小値賀町

○当市でもこれまでに獣医師の募集を行っているが、過去5年間には内定後辞退者が続いたほか、昨年度は応募がない状況であった。獣医師の確保に苦慮しているため、処遇改善により公務員獣医師の受験者の増加、優秀な人材の確保に繋がると考えている。

○当市では、平成30年度から初任給調整手当を改正し、多少なりとも手厚くはなっているものの、給料面では獣医師に適用する給料表の種類等が定められており、処遇改善のための給与制度を構築する上で障壁となっている。

・過去10年間の競争倍率（最終合格者／1次受験者）約1.8倍  
（内定8名、受験者14名）（8名中4名が内定後辞退）

▶R1年度：受験0名

▶H30年度：1.5倍（合格2名、受験3名）

▶H29年度：1.0倍（合格1名、受験1名）

▶H28年度：1.5倍（合格2名、受験3名）

▶H27年度：1.0倍（合格3名、受験3名）

▶H26年度：受験0名

▶H25年度：募集なし

▶H24年度：（合格0名、受験1名）

▶H23年度：（合格0名、受験3名）

▶H22年度：募集なし

○獣医師については、獣医大学卒業者の多くが民間企業への就職を希望しており、当市では、雇用困難な状況が続いている。その要因のひとつとして、適用する医療職給料表(二)の給与水準が低いことが要因となっている。

○獣医師については、平成22年度から継続して募集を行っているが、応募のない年や応募があっても1～2名程度とその確保が困難な状況が続いている。

○直近5カ年（H28年度～令和2年度）の採用予定に対する採用の割合は4割程度に留まっており、採用困難な状況が続いている。

○当県においても、他県の状況等を踏まえ、給料の調整額や初任給調整手当を措置するなどしているが、職員団体から、毎年、公務員獣医師の待遇改善を求められており、当県の獣医師会からも、H28年度以降、毎年、医療職給料表(一)の適用又は専門職給料表の新設、初任給及び初任給調整手当、給料の調整額の改善が要請されている。

#### 各府省からの第1次回答

獣医師としての資格を有し、家畜衛生保健所等において獣医師としての本来の業務に従事している者については、国家公務員の医療職俸給表(二)に相当する給料表を適用するよう総務省から助言しているが、獣医師を含む地方公務員の給与は、地方公務員法をはじめとする関係法令に基づき、各地方公共団体の条例において定められるべきものである。

なお、地方公共団体によっては、獣医師について初任給調整手当や特殊勤務手当等で処遇する団体もあるところであり、これらの手当の支給についても、各団体の実情に応じ、それぞれの手当の趣旨を踏まえ、各団体において判断すべきものである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

手当の支給については、各団体の実情に応じ、それぞれの手当の趣旨を踏まえ、各団体において判断すべきものと明記していただいたところである。

については、獣医師を含む各団体の職員に適用する給料表の種類に関しても、関係法令に基づき、各団体の条例で定めるべきことは踏まえた上で、それぞれの実情に応じ、各団体の判断において行うこととしてよいか明確な回答をお願いしたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

—

## 各府省からの第2次回答

獣医師としての資格を有し、家畜衛生保健所等において獣医師としての本来の業務に従事している者については、国家公務員の医療職俸給表(二)に相当する給料表を適用するよう総務省から助言しているが、獣医師に支給される手当に加え、給料表を含む地方公務員の給与は、地方公務員法をはじめとする関係法令に基づき、各地方公共団体の条例において定められるべきものであることは1次回答のとおりであり、その趣旨を踏まえ、対応されたい。

## 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

—

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

103

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

## 提案事項(事項名)

認定電気通信事業者による農地転用に必要とされる都道府県知事等に対する調整を不要とすること

## 提案団体

奈良県

## 制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省

## 求める措置の具体的内容

認定電気通信事業者による中継施設等の敷地に供するための農地転用に必要とされる都道府県知事等に対する調整について、一定規模以下の調整については、調整不要とする等の運用の見直しを求める。

## 具体的な支障事例

認定電気通信事業者による携帯電話の基地局(中継施設)設置に伴う農地転用については、「中継施設の設置に係る用地取得前に、その事業計画書について都道府県農地担当部局長に説明を行い、中継施設の設置と土地利用事業等農業関係公共事業及び農作業等農業上の土地利用との調整を図ること。」(認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて(平成16年6月2日総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係長事務連絡))とされている。しかし、中継施設設置のための農地転用は、毎年30~50件程度あり、その多くは農地のごく一部を転用するのみで農業への影響は小さい。

ところが、現状では規模等にかかわらず、文書による調整を事業者に求めている。事業者は県との調整に当たって事業計画書や図面等の添付書類を準備する必要があり、県としても事業計画の精査等の事務のみならず、必要書類が不足する場合は事業者への補正指示や、農業委員会との調整にも時間を要しており、事業者に回答するまで提出書類一式が揃ってから、大体2週間程度かかっており、事業者と行政双方にとって負担となっている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県の判断により協議の要否を決定できる運用とすることで、事業者は小規模な基地局の転用等については協議に必要な書類の作成を省略でき、速やかに事業に着手できる。また、都道府県も農業への影響の大きい転用事業についてのみ事業計画の精査や事業者への指導を行うことで、行政事務の効率化を図ることができる。

## 根拠法令等

農地法施行規則第29条及び第53条、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて(平成16年6月2日付け総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係長事務連絡)、農地法施行規則第五条および第七条の一部改正について(昭和45年10月7日付45農地B第2921農林省農地局長通達)、農地法施行規則の一部を改正する省令の施行について(昭和60年12月9日付け60構改B第1685農林水産事務次官通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

京都市、大阪府、徳島県

○中継施設の設置について、昨年度の転用面積は1件当たり 2.5 m<sup>2</sup>～10.5 m<sup>2</sup>と小規模であり、調整の必要性は認められない。

#### 各府省からの第1次回答

認定電気通信事業者と都道府県知事等との農業上の土地利用との調整については、認定電気通信事業者が農地に中継施設等を設置する場合は、農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の許可が不要であるものの、当該施設の設置に伴う土地改良事業等への支障や周辺農地における農業への支障を未然に防止し、農業と電気通信事業の円滑な実施を図ることが望ましいとの考えから、あくまでも技術的助言として示しているものである。  
したがって、農地転用許可権者において、あらかじめ必要なルール等を定めた上で、こうした支障が生じるおそれがないと判断されるものについて、当該調整を不要とする運用をして差し支えない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

認定電気通信事業者と都道府県知事等との農業上の土地利用との調整についての現行の通知では、認定電気通信事業者が農地に中継施設を設置する場合は、常に調整を要するものと解釈するのが自然である。そのため、当該施設の設置に伴う土地改良事業等への支障や周辺農地における農業への支障が少ないと判断できる場合には調整を要しないといったルール等を農地転用許可権者が示せば、中継施設であっても調整不要という運用で差し支えないのであれば、改めて通知等によりその旨を明示いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

認定電気通信事業者と都道府県知事等との農業上の土地利用との調整について、農地転用許可権者において、あらかじめ必要なルール等を定めた上で、中継施設等の設置に伴う土地改良事業等への支障や周辺農地における農業への支障が生じるおそれがないと判断されるものについて、当該調整を不要とする運用をして差し支えない旨、通知等により明示することとしたい。

#### 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容

##### 5【総務省】

##### (4)農地法(昭27法229)

認定電気通信事業者(電気通信事業法(昭59法86)120条1項)の設置する中継施設のうち、土地改良事業や周辺農地における農業等への支障が生じるおそれがないと農地転用許可権者が判断するものについては、農地転用許可権者と認定電気通信事業者とが行う農業上の土地利用との調整が不要である旨を、地方公共団体等に通知する。

[措置済み(令和2年11月13日付け総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課事務連絡、令和2年11月13日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課事務連絡)]

(関係府省:農林水産省)



# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

108

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

世帯分離届の申請に係る認定基準の明確化

提案団体

佐野市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

世帯について、定義や確認方法について明示すること。

具体的な支障事例

住民基本台帳事務処理要領によると、「世帯」は、「居住と生計をともにする社会生活上の単位」とされており、同じ家屋(住所)に住んでいても、事実上生計を別にしていれば分離することも可能であるとされている。しかし、生計が異なるとして世帯分離を申請した場合、市町村により事実確認の有無・方法、受理の取扱に差異が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

全国で統一的な考え方に基づいて世帯が構成される。結果的に、社会保障制度が健全に運営されることとなる。

根拠法令等

住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)  
住民基本台帳事務処理要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、盛岡市、いわき市、ひたちなか市、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、滑川市、福井市、高山市、富士市、湖西市、犬山市、京都市、大阪府、八尾市、和泉市、東大阪市、兵庫県、米子市、徳島市、高松市、大牟田市、五島市、竹田市、宮崎市

○夫婦で世帯分離をしたいとの住民異動届が窓口に提出され、対応に苦慮した事例がある。夫婦間には扶助義務があることを説明し一旦はお帰りいただいたが、なかなかご納得いただけず、別生計の夫に特別定額給付金が支給されることに強い不満を示された。世帯分離を受理する際、特段の判断基準は設けておらず、申出者への慎重な聞き取りによる確認後、異動届書の備考欄に別生計である旨の署名を記載いただいている。世帯分離の認定基準、事実確認方法等の明確化については必要性を感じている。分離だけでなく合併についても認定基準の設定が難しい。

○新型コロナウイルスによる特別定額給付金支給の関係で、当初各世帯に一律一定額を支給とのことから「世帯分離したほうが有利」などといった声があった。また、インターネットなどで介護保険や後期高齢者医療等の関係で、世帯分離したほうが有利との情報もあり世帯分離の相談も多い。住民基本台帳上では「事実上生計を別

にしていれば分離が可能」とされているものの明確な基準・確認方法が全国的に統一されていないため、県内であっても「疎明資料の添付が必要な市町村」や「聞き取りのみの市町村」など運用が異なる。あきらかに同一生計であるにも関わらず「他市に確認したら世帯分離できるのに、なぜ世帯分離できないのか」「世帯分離すると金銭的に安くなると聞いた、なぜ転入時に教えてくれなかったのか」などの苦情も聞かれる。有利・不利で世帯分離や世帯合併を希望する方々もいることから、全国的に統一した基準、確認方法が必要と思われる。

○生計が異なるとして世帯分離を申請した場合、市町村により事実確認の有無・方法、受理の取扱に差異が生じているものと思われる。

○統一的な考え方がないため、他市町村と比較されると説明が難しい。特に夫婦間の世帯分離については、対応に苦慮している。統一ルールの方策が強く望まれる。

○「世帯」の考え方については、原則を生計同一としているが、社会情勢や経済の変化により、生活形態が多様化している。その中で、市民から世帯分離の申し出があった場合、受理できると判断するためには「生計同一」のみの解釈では困難な状況となりつつある。このことにより、国において「生計同一」以外にも世帯分離を可能とする条件等を整理し通知するべきと考える。

○当市においても世帯分離の可否の判断に苦慮しており、統一的な基準があると住民に対して明確な説明ができるようになる。

○特に国民健康保険料や介護保険料等に絡んだ世帯分離の相談が多く、世帯分離の明確な確認方法がないため、対応に苦慮している。

○当団体にも、管内市町村より、世帯分離の基準等が明示されていないことによる問い合わせが寄せられている。

○世帯分離については、異動日の規定が明確にされておらず、遡及した日では関係部署によっては手続き上不便を講じることになる。

○特別定額給付金をめぐって自治体ごとの世帯の考え方の違いでトラブルが多かったため、統一的な考え方が欲しい。

#### 各府省からの第1次回答

世帯変更届の受理に際し、市区町村長は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第34条第3項の規定により、必要があると認めるときは、関係人に対して質問などを行うことができるが、その運用には、住民のプライバシー保護にも配慮する必要があるとあり、全国一律の審査基準の設定については、慎重であるべきである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「住民のプライバシー保護にも配慮する必要があるとあり、全国一律の審査基準の設定については慎重であるべき」と示されておりますが、住民のプライバシー保護は大変重要であることは十分理解しており、それを踏まえた上で日々の業務に取り組んでおります。しかしながら、プライバシー保護へ配慮することと、世帯についての定義を定めることや確認方法を明確化するという解釈や運用基準の統一化を図ることは別問題であると考えます。日々の業務において住民のプライバシー部分について知る必要があるため聴取等は行いますが、守秘義務を遵守したうえで、プライバシーの保護には十分配慮しており、それは他の自治体でも同様であるはずで、全国各自治体がこのような体制を敷いている中で、プライバシー保護への配慮を前提とした解釈や運用基準を示すことができない理由はどのようなことからでしょうか。

各自治体より寄せられた支障事例にあるように、世帯についての解釈が不明確なことや運用基準がないことに起因した多くの混乱が生じています。

これを解消するためにも、世帯に関する全国統一の解釈や運用基準の設定を強く望みます。特に、住民基本台帳事務処理要領において世帯の定義を「居住と生計をともにする」とありますが、この「生計をともにする」の基準が必要であると考えます。

また、住民基本台帳法第34条第3項を用いて、「必要があると認めるとき」は、関係人に対して質問をするなど調査することができるとしておりますが、これはどのような場合を想定しているのでしょうか。世帯分離の申請に関し、この「必要があると認めるとき」とは具体的にどのような場合なのか、住民基本台帳事務処理要領等において、明記すべきと考えます。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

**【福井市】**  
住民基本台帳法第34条第3項に規定する「必要があると認めるとき」とは、市町村長が判断するものと解されるが、この規定が全国的に明確な基準なく運用された場合、市町村によって必要以上にプライバシーに立ち入

た質問や文書の提示を求める事例が発生する恐れが懸念される。プライバシー保護に関しては市町村に判断させるのではなく、ある程度の全国的な基準の設定を求める。

## 地方六団体からの意見

—

## 各府省からの第2次回答

「各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解」において、プライバシー保護への配慮を前提とした解釈や運用基準を示すことができない理由について尋ねられているが、住民基本台帳事務は自治事務であり、世帯変更届に係る事務においても、昭和42年以来、約50年以上の長きにわたり、各市町村長が地域の実情を加味しながら運用されてきたものであり、個人により多様な生活スタイルが予想され、また地域によっても世帯や家族の居住の在り方が多様となっている中において、当該届出を受理する都度、生計維持関係にある事実を証明させるために、例えば、当該届出者及び世帯員等の生活実態や収入の状況、キッチン、浴室等住居の間取り、個別生計の依存度等の審査基準を設け、全国一律の審査(聴聞・資料の提出等)を行わせ、当該届出の受理・不受理を判断することは、世帯構成を変更するという当該届出事務を通して、市町村長が一律に住民のプライバシー立ち入ることになりかねないのではないか、と懸念している。実務上も、手続に要する時間や住民との新たなトラブルの増大等が予想され、かえって市町村の運用を阻害し、要望の趣旨にも結果としてそぐわないものとなりかねないと考えている。

上記を踏まえると、提案のように基準を明確化しこれを適用することと、住民のプライバシーや手続負担への考慮、市町村の窓口負担の観点を両立させることは困難である。

また、「各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解」において、住民基本台帳法第34条第3項にいう「必要があると認めるとき」について尋ねられているが、個別の届出事案ごとに観点等も様々であることを踏まえ、市町村長が必要と認める限りその理由には特別の制限はないが、住民から届出があった場合においてその届出が事実と反する疑いのある場合、委員会等他の行政機関からの通知又は通報を受けた場合において住民票の記載事項に事実と反する疑いがある場合等が考えられると解されているものである。

## 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容

### 5【総務省】

#### (7)住民基本台帳法(昭42法81)

市町村長(特別区の長を含む。)が、世帯に関する事項をはじめ住民票の記載事項(7条)につき、必要があると認めるときに行う調査(34条2項)については、令和3年度に実施する地方公共団体向けの研修会等において、その運用に当たっての留意事項を周知する。

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号 109 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 その他

## 提案事項(事項名)

個人番号カード利用環境整備費補助金申請における押印の省略

## 提案団体

佐野市、野洲市

## 制度の所管・関係府省

総務省

## 求める措置の具体的内容

個人番号カード利用環境整備費補助金申請について、公印の押印を省略できることとすること。  
併せて、書面の提出を不要とし、データ提出のみとすること。

## 具体的な支障事例

当該補助金申請手続では、タイトなスケジュールの中、提出書類の準備をしており、その内の様式第一号の申請書においては、公印の押印が必要とされている。  
公印の押印には所定の手続が伴うとともに、個人番号カードに係る申請者が一定程度増加しつつある中、これに係る事務量も増加しつつあり、少なからず事務負担となっている。  
昨今の情勢に鑑み、今後も在宅勤務やサテライトオフィスでの勤務等を励行していくにあたり、職員が事務所に出勤して直接手続を行わなければならない事務が少しでも見直されていくことで、更なるテレワークの推進につながると思われる。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公印の押印を廃止することにより、押印に係る事務負担が減り、また、事務所への出勤が不要となることから、多様な働き方が選択可能となり、事務の効率化が図られる。  
また、公印の押印が不要となれば、申請手続において紙媒体での提出に縛られることがなくなるため、データでの提出のみとすることも可能となり、郵送にかかる時間を考慮し逆算して設けられていた提出締切を多少伸ばすことができるため、申請手続に係るスケジュールに余裕が生まれる。

## 根拠法令等

個人番号カード利用環境整備費補助金交付要綱第7条第1項、第2項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田市、須賀川市、栃木県、新座市、千葉市、川崎市、相模原市、長野県、高山市、京都市、鳥取県、広島市、徳島市、愛媛県、うきは市

○後継事業のマイナポイント事業費補助金交付要綱第7条第1項及び第3項より、都道府県知事は市町村から交付の申請があったときは、申請書の内容を審査し調書を作成の上、当該調書の写しを添付して総務大臣に提出しなければならない。  
提案の実施に際し、申請内容の審査に支障が生じないよう公文書の真正性及び公信性を表す公印押印に代わ

る手段の併用が必要と考えられる。

補助金の交付には申請以外に変更、実績報告、精算等必要書類の作成、提出、審査、記載事項の転記集計、通知等事務がある。関係者の事務軽減を図るため、「調査・照会(一斉調査)システム」あるいは「補助金申請システム(jGrants:経済産業省)」のような既存システムを参考に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の2「電磁的記録の作成」及び同条の3「電磁的方法による提出」に基づき、電子化を検討していただきたい。○交付申請や実績報告等の各種手続期限が非常にタイトであり、各自治体で取り纏めるための時間もそれに合わせて非常に短くなるため、事務ミスにつながってしまうのではないかと懸念がある。一定の取纏め期間を確保するという意味において、また、ペーパーレスが叫ばれる現在においてデータのみ提出には賛成である。

○社会保障税番号整備費補助金・個人番号カード交付事務費補助金・個人番号カード交付事業費補助金についても同様に押印省略としていただきたい。

○事前確認の分スケジュールはタイトとなっており、公印の押印が不要となれば提出スケジュールに余裕ができるほか、テレワークの推進ができる等のメリットがある。

○マイナンバー関係には複数の補助金があるが、いずれも提案団体が求めるとおり、タイトなスケジュールで申請等を行うため、公印の押印及び書面での郵送が申請団体の負担となっており、書面での押印処理がテレワーク勤務の関係で課題がある。

一方で、公印は書類の真正性を担保するものであり、押印に代わって電子上で真正性を担保できる制度の創設等を検討いただくことが望ましい。

○提案団体からの記載にもある通り、非常にタイトなスケジュールでの書類提出を求められており、また県側も精査するスケジュールがタイトとなっており、市町村が県の定めた申請書提出日以内に提出したとしても、県からの修正依頼は軽微な修正・再提出であっても総務省に提出する締切日の直前となるといった事例が散見される。

lg.jpドメインからの送信メールであれば当該自治体からの申請である保証は一定担保されるので、押印の省略を可とするとともに、メールによるデータでの提出を可としていただきたい。

#### 各府省からの第1次回答

本補助金の書類への押印は、本補助金交付要綱で、様式にある「印」の記載をもとに求めているもの。いただいたご意見を踏まえ、交付要綱改正により、押印を求めないものにすることを検討したい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

公印の押印が不要となれば、申請手続においてデータでの提出が可能となり、事務の効率化につなげることができるため、ご回答のとおり交付要綱を改正し、押印を求めないものにするについて、速やかに検討していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

—

#### 各府省からの第2次回答

令和2年8月3日付けで交付要綱を改正し、ご要望どおり対応済み(各地方公共団体に8月4日に通知済み。)

#### 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容

##### 5【総務省】

##### (16)個人番号カード利用環境整備費補助金及びマイナポイント事業費補助金

個人番号カード利用環境整備費補助金及びマイナポイント事業費補助金に係る交付申請書等については、押印を不要とした上で、電子的な手段による提出を可能とするよう、「個人番号カード利用環境整備費補助金交付要綱」(令元総務省)及び「マイナポイント事業費補助金交付要綱」(令2総務省)を改正する。

[措置済み(令和2年8月3日付け総務大臣通知、令和2年8月5日付け総務省自治行政局マイナポイント施策

推進室事務連絡、令和2年8月11日付け総務省自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡)